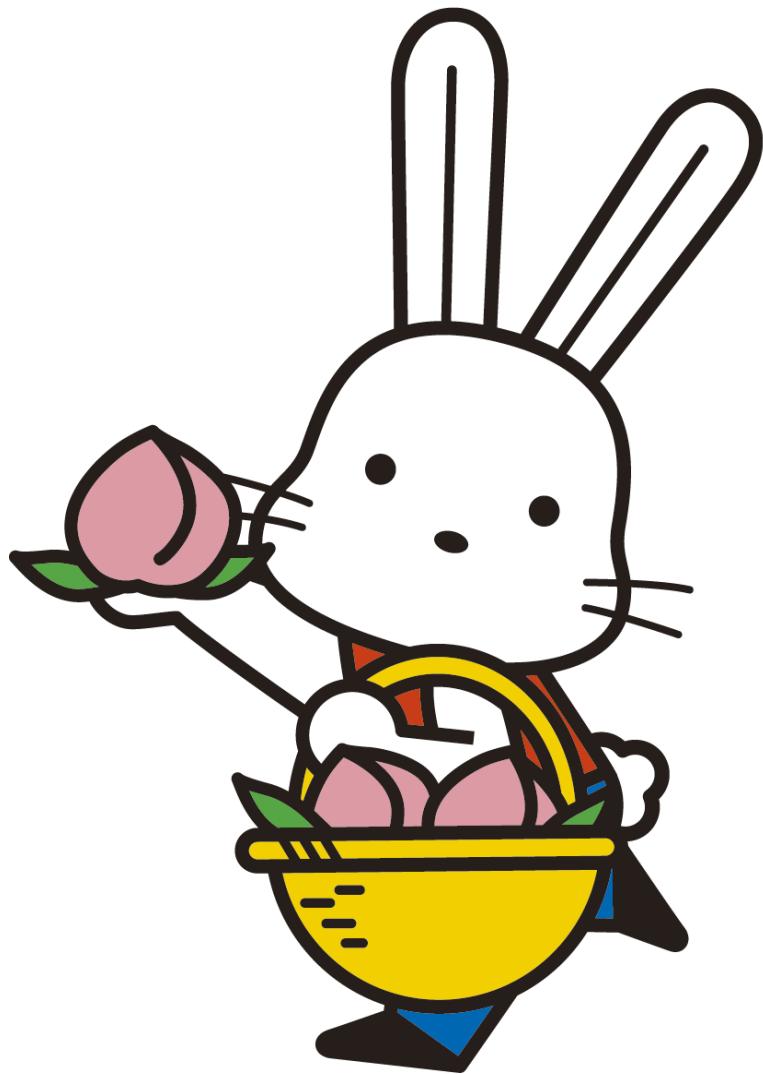


# 市税のしおり

令和7年度



福島市

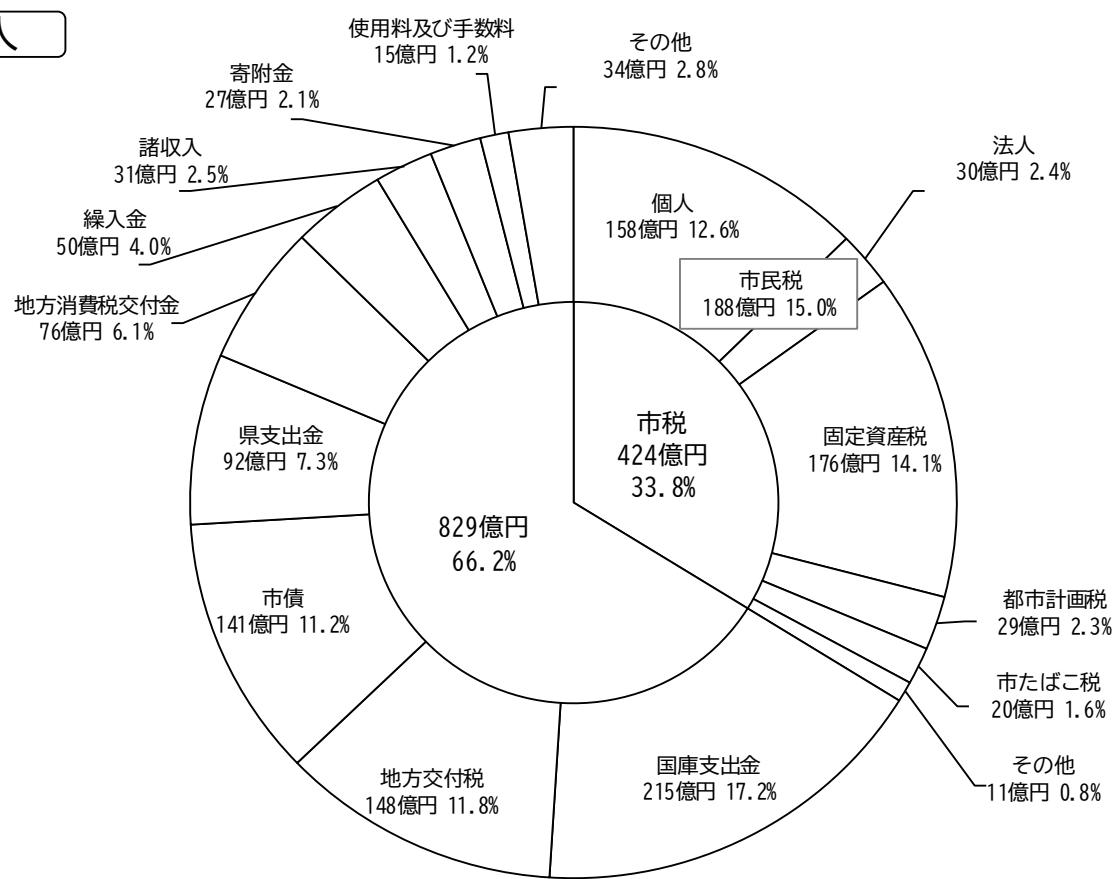
# もくじ

○市の予算	1
○市の予算の使いみち	2
○市税の種類	3
○税制改正について	4
○市税のあらまし	6
○市民税	7
○個人市民税	8
○法人市民税	32
～ e L T A X(エルタックス)について～	34
○固定資産税	37
○都市計画税	49
○軽自動車税（種別割）	51
○市たばこ税	54
○鉱産税	54
○入湯税	55
○国民健康保険税	56
○納税について	
○市税は自主的に納付をしましょう！	58
○市税は期限内に納めましょう！	59
○もしも滞納してしまったら	64
○こんなときは！	65
1 市税の減免 2 納税の猶予 3 納税義務者が亡くなられたら 4 審査請求と訴訟	
○市税に関する証明	67
○市税についてのお問い合わせ先一覧	69

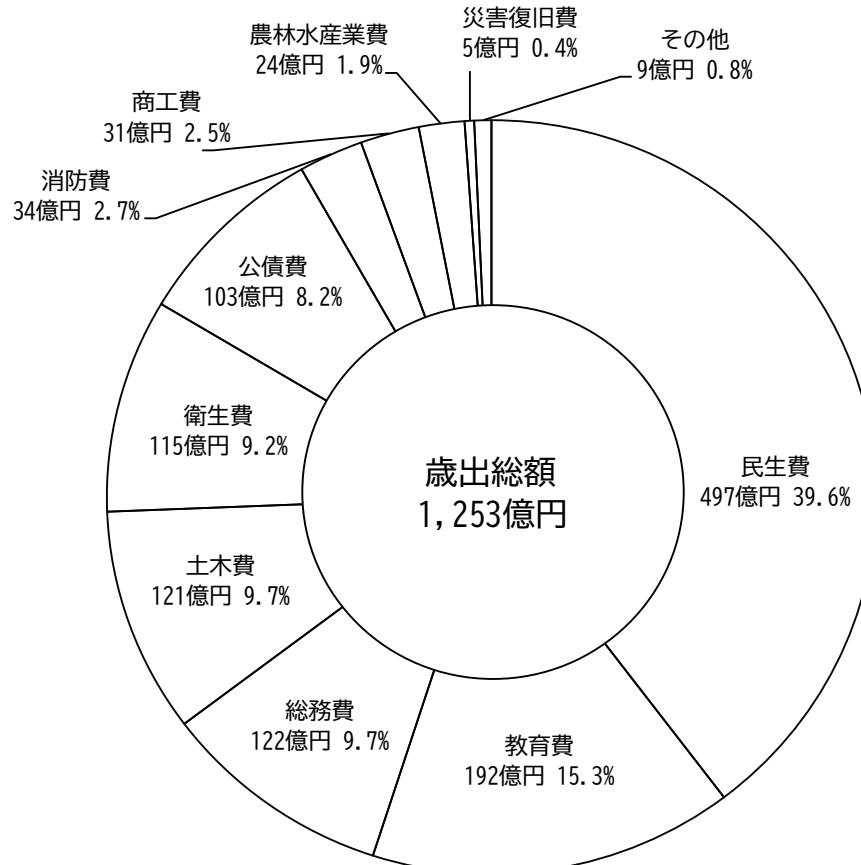
## 市の予算

福島市の令和7年度の一般会計の当初予算額は1, 253億円であり、その内訳は次の図のようになっています。なお、市税収入は歳入予算の33.8%を占める424億円となっています。

### 歳入



### 歳出



## 市の予算の使いみち

令和7年度一般会計当初予算（歳出総額1, 253億円）を10, 000円に換算すると、その使いみちは次のようになります。

民 生 費	3,960円	高齢者や障がい者、児童のための福祉や生活保護のために使われるお金
教 育 費	1,530円	幼稚園、小・中学校などの教育、文化、スポーツの振興などに使われるお金
総 務 費	970円	市税、戸籍、選挙関係、その他一般的な管理事務に使われるお金
土 木 費	970円	道路や橋、住宅、公園などの整備に使われるお金
衛 生 費	920円	各種検診や予防接種、ごみの収集・処理・リサイクルの推進などに使われるお金
公 債 費	820円	市の借入金（市債）を返していくためのお金
消 防 費	270円	消防、水防、災害対策に使われるお金
商 工 費	250円	商工業や観光の振興などに使われるお金
農林水産業費	190円	農林水産業の振興、農・林道の整備などに使われるお金
災害復旧費	40円	除去土壤仮置場の復旧や台風被害からの復旧等に使われるお金
そ の 他	80円	労働対策や雇用、市議会の運営などに使われるお金や予備のお金

## 市税の種類

普通税	市民税	個人市民税	※
		法人市民税	※
	固定資産税 (国有資産等所在市町村交付金)		※
	軽自動車税		※
	市たばこ税		※
	鉱産税		
	特別土地保有税		
	市法定外普通税		
目的税	入湯税		※
	事業所税		
	都市計画税		※
	水利地益税		
	共同施設税		
	宅地開発税		
	国民健康保険税		※
	市法定外目的税		

※ は福島市の課税科目

  は直接税・・・ 税を負担する方と納める方が同じ税

  は間接税・・・ 税を負担する方と納める方が異なる税

## 税制改正について

### ～令和6年度より適用された主なもの～

#### 個人市民税

##### ● 定額減税の実施

令和6年度分の個人住民税（市民税+県民税）所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施します。なお、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入の場合は2,000万円）以下の場合に限ります。

##### ● 森林環境税の課税

森林環境税は令和6年度より課税される国税であり、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

#### 軽自動車税

##### ● グリーン化特例（軽課）の延長

令和6年度、令和7年度及び令和8年度に課税される軽自動車税（種別割）に適用されるグリーン化特例（軽課）について適用期限が延長されます。なお、営業用乗用車については、一部基準が厳格化されます。

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に取得した車両→令和6年度課税
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した車両→令和7年度課税
- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に取得した車両→令和8年度課税

区分			軽減率
乗 営 用 業 車 用	乗 自 用 家 用	電気自動車	75%軽減
	乗 自 用 家 用	天然ガス自動車	
	2030年度燃費基準90%達成※1		50%軽減
	2030年度燃費基準70%達成※2		25%軽減
貨 営 業 物 業 車 用	自 用 家 用	電気自動車	75%軽減
	自 用 家 用	天然ガス自動車	

※1 令和7年度取得分までを対象とします。

※2 令和6年度取得分までを対象とします。

##### ● 特定小型原動機付自転車の課税

特定小型原動機付自転車に係る税率を2,000円とし、令和6年度以降の軽自動車税種別割について適用します。

## ～令和7年度以降適用される主なもの～

### 個人市民税

- 特定親族特別控除の創設（令和8年度課税分から適用）

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が段階的に控除を受けられる仕組みとします。

- 特例対象個人※1に対する住宅借入限度額の維持について（令和7年度課税分から適用）

特例対象個人が、令和6、7年中に居住を開始した場合、住宅借入金等特別税額控除の対象となる住宅借入金の限度額の上限については、以下の表のとおりとなります。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅※2	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

※1 特例対象個人とは以下に該当する者を指します。

- ア 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- イ 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ウ 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

※2 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅のことを指します。

### 軽自動車税

- 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正（令和7年度課税分から適用）

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とします。

### たばこ税

- 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例（令和8年度課税分から適用）

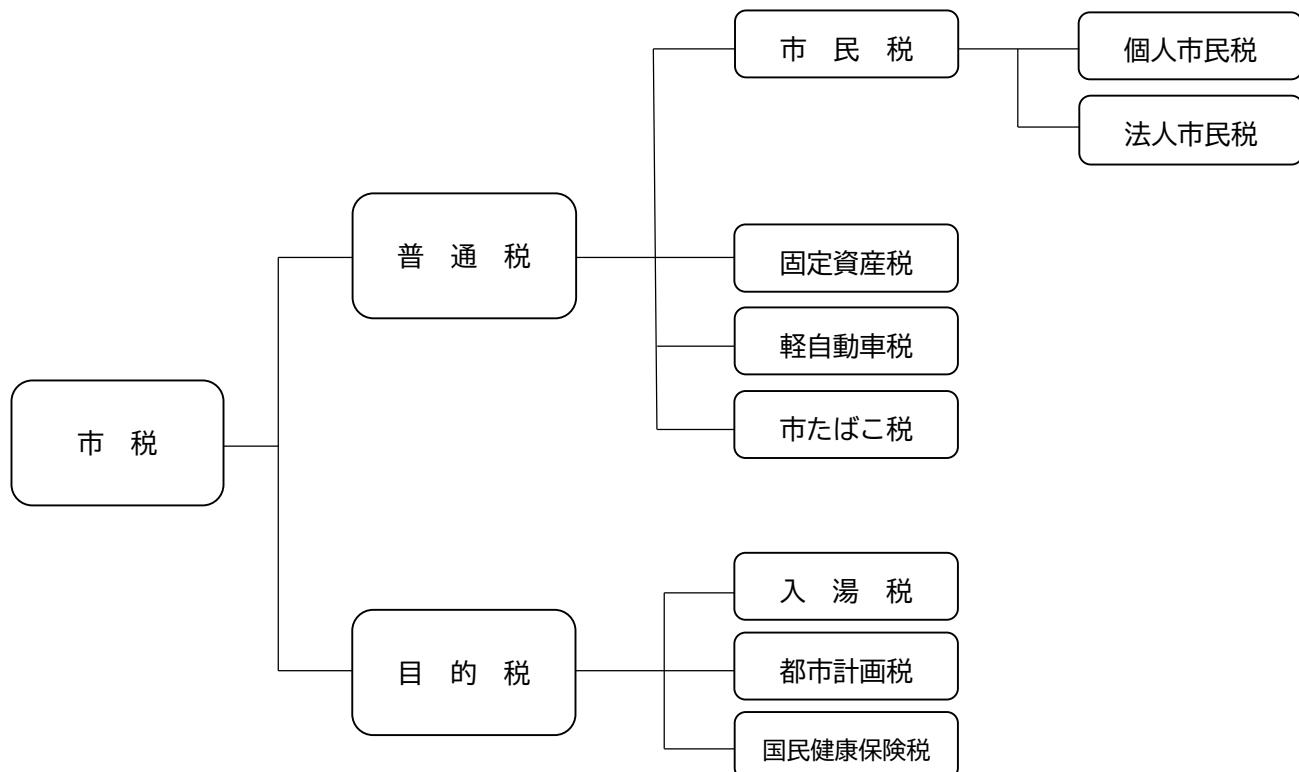
加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこの1本として課税する仕組みとします。また、以下の激変緩和措置を設けます。

時期	課税標準
R8.4.1以降	現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5
R8.10.1以降	改正後の換算本数×1.0

# 市税のあらまし

税金は納める先により、国税（税務署）、県税（各地方振興局県税部）、市税（市役所）の3つに区分されます。このうち市に納めていただくものが市税です。

福島市の税金は下図のように8種類があります。



## Q & A

**普通税とは**

納めていただいた税金の使いみちが特定されず、一般的な行政の費用に充てることができる税金です。

**目的税とは**

納めていただいた税金の使いみちが特定されている税金です。

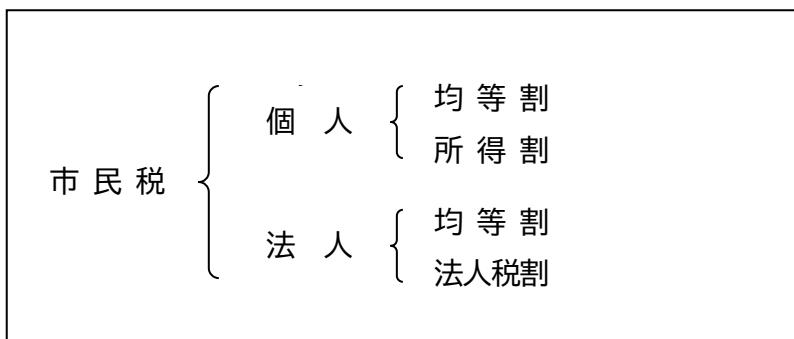
## 市民税

### ○ 個人市民税と法人市民税

市民税は、個人である市民のみなさんに納めていただく個人市民税と法人に納めていただく法人市民税に区分されています。

### ○ 均等割と所得（法人税）割

市民税は、税金を負担する能力のある人が、広く均等の額を負担する均等割と、その人の所得金額等に応じて負担する所得割（法人にあっては法人税割）の2つからなっています。



### ○ 福島市の税率…法人市民税の法人税割の税率を除いて標準税率を採用しています。

#### Q & A

##### 標準税率とは

市が税率を定める場合に、地方税法により通常これによることとされている税率です。

##### 制限税率とは

市が標準税率を超えて税率を定める場合において、これを超えることができないとされる税率です。

# 個人市民税

前年1年間の給与や公的年金、事業所得、土地建物等の譲渡益などの所得に対して課税される税です。1月1日に住所のある個人に負担いただく税金で、「均等割」と「所得割」があり、県民税とあわせて課税されます。

## 1 納税義務者（個人市民税を納める方）

納める方	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある方	○	—

（注）市内に住所があるかどうか、また、家屋敷などを持っているかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断します。

### Q&A

#### 家屋敷とは

自己又は家族の居住用の住宅で、現に住んでいるかどうかは問いません。

したがって、別荘・別宅等も含みますが、他人に貸すことを目的に設けられたものや、現に他人が住んでいるものは除きます。

## 2 個人市民税が課税されない方

均等割も所得割も 課税されない方	○生活保護法による生活扶助を受けている方
	○1月1日現在で、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当する方のうち、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
	○前年中の合計所得金額が下記の額以下の方 ①同一生計配偶者または扶養親族のいずれもいない方 41万5千円以下 ②同一生計配偶者または扶養親族のいる方 $31\text{万}5\text{千円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 18\text{万}9\text{千円} + 10\text{万円}$ ※下線部は同一生計配偶者または扶養親族が有の場合のみ計算
所得割が 課税されない方	○前年中の総所得金額等が下記の額以下の方 ①同一生計配偶者または扶養親族のいずれもいない方 45万円 ②同一生計配偶者または扶養親族のいる方 $35\text{万円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 32\text{万円} + 10\text{万円}$ ※下線部は同一生計配偶者または扶養親族が有の場合のみ計算

### Q&A

#### 同一生計配偶者とは

納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の方です。

#### 扶養親族とは

納税義務者と生計を一にする親族（配偶者を除く）で、前年の合計所得金額が48万円以下の方です。

### 合計所得金額とは

給与所得・公的年金等にかかる雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額（純損失、雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）

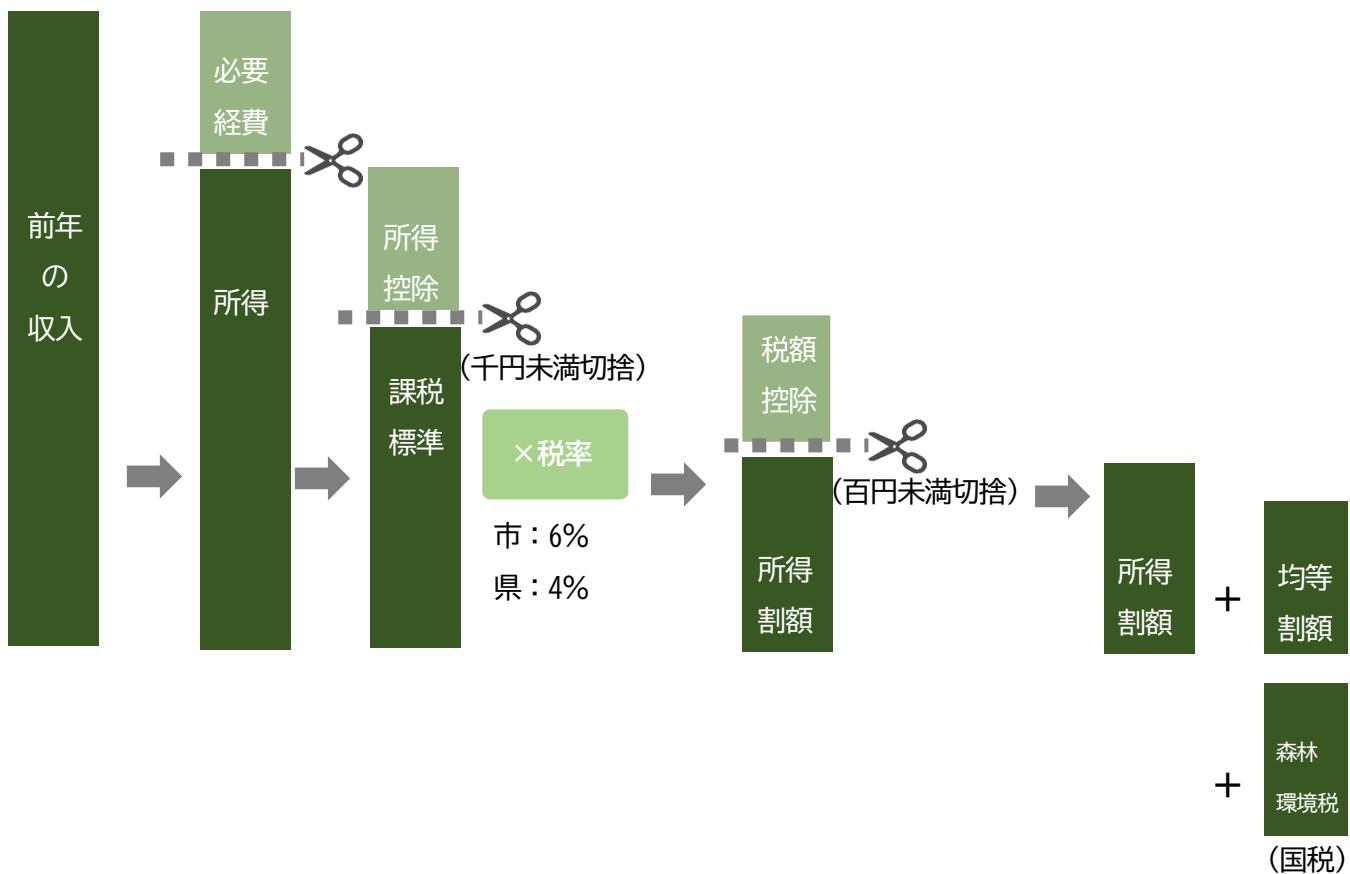
- ・土地・建物等の譲渡所得など、分離課税所得については、特別控除を適用する前の所得金額
- ・上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式の譲渡所得は、申告すると合計所得金額に含まれます。

### 総所得金額等とは

合計所得金額から純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後のすべての合計所得

- ・土地・建物等の譲渡所得など、分離課税所得については特別控除を適用する前の所得金額

## 3 税額の計算方法



- 土地、建物などの資産及び株式等の有価証券の譲渡所得、退職所得、山林所得については、他の所得と区分して各々の計算方法により算出されます。

## (1) 均等割

市民のみなさんに広く均等に負担していただくもので、定額です。

年額

	令和5年度まで	令和6年度から
市民税	3,500円 (うち復興防災財源 500円)	3,000円
県民税	2,500円 (うち復興防災財源 500円) (うち県森林環境税 1,000円)	2,000円 (うち県森林環境税 1,000円)

## (2) 所得割

所得割の税率は、地域による偏りを減らすことや、受益と負担の関係が明確になることから、所得に左右されない一律の税率となっています。

税率 課税標準額にかかわらず

市民税	6%
県民税	4%

課税標準額×税率=所得割額

## (3) 森林環境税（国税）

均等割とあわせて負担していただく国税で、定額です。

森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設され、令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税されます。税収は森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

	令和5年度まで	令和6年度から
国税	－	1,000円

#### (4) 所得金額

所得とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から必要経費を差し引いたもので、所得割の税額計算の基礎となる金額です。この種類は所得税と同様に次の10種類です。

なお、市民税は前年中の所得を基準に計算されます。

例：令和7年度の市民税 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得金額

##### ○所得の種類と所得金額の計算方法

所 得 の 種 類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子等	収入金額=利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額-必要経費=不動産所得の金額
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額-必要経費=事業所得の金額
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額-給与所得控除額=給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額-退職所得控除額) × 1/2 =退職所得の金額
山林所得	立木（山林）を売った場合に生じる所得	収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円) =山林所得の金額
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額-譲渡資産の取得費-譲渡費用-特別控除額 =譲渡所得の金額
一時所得	生命保険等の満期返戻金、クイズの賞金、競馬の払戻金など	収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円) =一時所得の金額
雜所得	公的年金等、原稿料（著述家以外）など他の所得にあてはまらない所得	① 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 ② ①を除く収入金額-必要経費 ①+②=雜所得の金額

##### Q & A

###### 非課税所得とは

以下は、主な非課税所得です。課税の対象とはなりません。

- ① 遺族年金、恩給、障害年金など
- ② 給与所得者に支給される一定の出張旅費、限度額内の通勤手当
- ③ 病気療養中に、健康保険組合から支給を受けた傷病手当金
- ④ 育児休業中に、地方公務員等共済組合から支給を受けた育児休業手当金
- ⑤ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ⑥ 雇用保険の失業給付
- ⑦ 障害者等の少額貯金及び少額公債（各々元本350万円以下）の利子

## (5) 必要経費

商店経営の場合には、商品の仕入代金、事業用資産の減価償却費、従業員の給料などが収入を得るための経費となり、これを必要経費といいます。

また、家族的企業の場合、そこで働く家族などに対して支払う給与相当額が必要経費として認められ、所得税で青色申告をした方については支払った金額（青色事業専従者給与額）が収入金額から控除され、青色申告以外の方については「事業所得の金額 ÷ (事業専従者の数 + 1 )」（配偶者である事業専従者は 860,000 円限度・配偶者以外の事業専従者は 500,000 円限度）が収入金額から控除されます。

なお、給与・公的年金所得者については、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて、下記の算出表により控除額が定められています。

### ① 納付所得

給付所得者については、必要経費にかわるものとして給付所得控除額を収入金額から差し引きます。  
給付所得の算出方法は下表のとおりです。

給付収入金額の合計額	給付所得金額
551,000円未満の場合	0円
551,000円以上1,619,000円未満	給付収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上1,800,000円未満	給付収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円以上3,600,000円未満	給付収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上6,600,000円未満	給付収入金額 ÷ 4(千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上8,500,000円未満	給付収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	給付収入金額 - 1,950,000円

### ※所得金額調整控除(令和3年度以降)

下記の要件に該当する場合、給付所得から所得金額調整控除額が控除されます。

対象者	要件	控除額
I 給付等の収入金額が 850 万円を超える方	次のいずれかに該当 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給付等の収入金額※-850万円) × 10% ※給付等の収入金額が 1,000 万円超の場合は、1,000 万円で計算する
II 給付所得控除後の金額(A)および公的年金等にかかる雑所得の金額(B)がある方	AとBの合計額が 10 万円を超える	(A+B) -10 万円 ※最大 10 万円を給付所得から控除 ※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除

② 公的年金等にかかる雑所得

公的年金等（障がい年金や遺族年金は除く）にかかる雑所得については、収入金額から公的年金等控除額を差し引きます。公的年金等にかかる雑所得金額以外の所得の合計金額と、申告する年分の12月31日時点の年齢に応じて下表のとおり計算します。

●65歳未満

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円以上 10,000,000円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

●65歳以上

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000
3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円以上 1,000,000円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

## (6) 所得控除

所得控除は、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかの個人的な事情を考慮してその能力、実情に応じた負担を求めるために所得金額から差し引くことになります。

種類	要件	控除額																				
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けたもの	損害金額 - 保険金などで補てんされる金額 = A ① Aの金額 - (総所得金額等の合計額 × 10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 ①と②のうちいずれか多い方の金額																				
医療費控除	前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	(支払った医療費 - 保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額の5%もしくは、10万円のいずれか少ない額) (200万円限度)																				
医療費控除の特例	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う方が、前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 ※本特例は、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に上記購入費を支払った場合に適用となります。 また、医療費控除との選択適用となります。	(支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補てんされる金額) - 12,000円 (88,000円限度)																				
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険料など）を支払った場合	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度、心身障害者扶養共済制度及び確定拠出年金制度にもとづき掛金を支払った場合	支払った金額																				
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約（新制度）            支払った生命保険料に、一般の生命保険料と介護医療保険料、個人年金保険料とがある場合、それぞれの控除額を次の算式で計算し、合計します。なお、上限は70,000円になります。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約（旧制度）            支払った生命保険料に、一般の生命保険料と個人年金保険料とがある場合、それぞれの控除額を次の算式で計算し、合計します。なお、上限は70,000円になります。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新制度と旧制度の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、新制度の控除限度額が適用されます。ただし、新制度と旧制度の双方の支払いがある場合で、旧制度のみで計算した控除額のほうが有利な場合は、旧制度のみを選択できます。</li> </ul>	支払金額	控除金額	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	支払金額	控除金額	15,000円以下	全額	15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円	
支払金額	控除金額																					
12,000円以下	全額																					
12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円																					
32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円																					
56,000円超	28,000円																					
支払金額	控除金額																					
15,000円以下	全額																					
15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円																					
40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円																					
70,000円超	35,000円																					

種類	要件	控除額												
地震保険料控除	<p>○ 地震保険のみ</p> <table border="1"> <tr> <td>支払った保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr> <td colspan="2">支払保険料の 1/2 (25,000 円限度)</td></tr> </table> <p>○ 長期損害保険のみ</p> <table border="1"> <tr> <td>支払った保険料</td><td>控除額</td></tr> <tr> <td>5,000 円以下</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>5,000 円超～15,000 円以下</td><td>支払保険料 × 1/2 + 2,500 円</td></tr> <tr> <td>15,000 円超</td><td>一律 10,000 円 (限度額)</td></tr> </table> <p>※長期損害保険は平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもののみ対象となります。</p> <p>○ 地震保険と長期損害保険の両方がある場合は、それぞれに計算した合計額 (25,000 円限度)  ※一つの保険契約で、地震保険、長期損害保険の両方の契約に該当する場合、選択により  いずれか一つの契約のみ控除対象にできます。</p>	支払った保険料	控除額	支払保険料の 1/2 (25,000 円限度)		支払った保険料	控除額	5,000 円以下	全額	5,000 円超～15,000 円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500 円	15,000 円超	一律 10,000 円 (限度額)	
支払った保険料	控除額													
支払保険料の 1/2 (25,000 円限度)														
支払った保険料	控除額													
5,000 円以下	全額													
5,000 円超～15,000 円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500 円													
15,000 円超	一律 10,000 円 (限度額)													
障害者控除	本人またはその扶養親族が障害者である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通傷害者 26 万円</li> <li>特別障害者 30 万円</li> <li>同居特別障害者 53 万円</li> </ul>												
寡婦控除	<p>本人が次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない場合</p> <p>① 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち次の要件を満たす方</p> <p>A 扶養親族を有すること  B 合計所得金額が 500 万円以下であること  C 事実婚状態ないこと</p> <p>② 夫と死別した後婚姻をしていない方や、夫の生死が明らかでない方のうち次の要件を満たす方</p> <p>A 合計所得金額が 500 万円以下であること  B 事実婚状態ないこと</p>	26 万円												
ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方のうち、次の要件を満たす方	30 万円												
勤労学生控除	前年中、自己の勤労にもとづく給与所得があり、合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の場合	26 万円												

種類	要件	控除額																																																				
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の合計所得税額</th> <th colspan="2">配偶者控除額</th> </tr> <tr> <th>一般の控除対象配偶者</th> <th>老人の控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td><td>33万円</td><td>38万円</td></tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td><td>22万円</td><td>26万円</td></tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td><td>11万円</td><td>13万円</td></tr> <tr> <td>1,000万円超</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>			納税者本人の合計所得税額	配偶者控除額		一般の控除対象配偶者	老人の控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	0円	0円																																	
納税者本人の合計所得税額	配偶者控除額																																																					
	一般の控除対象配偶者	老人の控除対象配偶者																																																				
900万円以下	33万円	38万円																																																				
900万円超 950万円以下	22万円	26万円																																																				
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																																																				
1,000万円超	0円	0円																																																				
		老人：70歳以上（昭和30年1月1日以前生）の方																																																				
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者を有する場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて控除額が調整され所得から控除される（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="3">配偶者特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者特別控除額			48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得額																																																					
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																			
	配偶者特別控除額																																																					
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																			
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																			
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																			
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																			
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																			
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																			
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																			
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																			
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																			
133万円超	0円	0円	0円																																																			

種類	要件	控除額										
扶養控除	生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の扶養親族</td><td>33万円</td></tr> <tr> <td>特定扶養親族</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>老人扶養親族</td><td>38万円</td></tr> <tr> <td>同居老親等</td><td>45万円</td></tr> </tbody> </table> <p>一般：16歳から19歳未満、23歳から70歳未満            (平成18年1月2日から平成21年1月1日以前生)の方            (昭和30年1月2日から平成14年1月1日以前生)の方            特定：19歳から23歳未満            (平成14年1月2日から平成18年1月1日以前生)の方            老人：70歳以上(昭和30年1月1日以前生)の方            同居老親等：本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居している方</p>	区分	控除額	一般の扶養親族	33万円	特定扶養親族	45万円	老人扶養親族	38万円	同居老親等	45万円
区分	控除額											
一般の扶養親族	33万円											
特定扶養親族	45万円											
老人扶養親族	38万円											
同居老親等	45万円											
基礎控除	前年度の合計所得金額が2,500万円以下の場合(なお、2,400～2,500万円は遞減される)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>本人の合計所得金額が2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr> </tbody> </table>	本人の合計所得金額が2,400万円以下	43万円	本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	29万円	本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	15万円	本人の合計所得金額が2,500万円超	適用なし		
本人の合計所得金額が2,400万円以下	43万円											
本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	29万円											
本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	15万円											
本人の合計所得金額が2,500万円超	適用なし											

#### (7) 税額控除

算出された所得割額から控除されます。

##### ● 調整控除

所得税と市・県民税の人的控除の差により生じる負担増を調整するため控除するものです。

種類	要件及び控除額	
調整控除	合計課税所得金額が200万円以下の方	次の①と②のいずれかの小さい額の5%に相当する金額 ①該当する所得(人的)控除の差額(下表)の合計 ②合計課税所得金額
	合計課税所得金額が200万円超の方	次の③から④を差し引いた金額(5万円未満の場合は5万円)の5%に相当する金額 ③該当する所得(人的)控除の差額(下表)の合計 ④合計課税所得金額から200万円を差し引いた金額

- ・5%の内訳：市民税3%、県民税2%
- ・合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額などを合わせた額をいい、分離課税の金額は含みません。
- ・課税総所得金額とは、給与・雑(年金等)・事業・総合譲渡などの所得金額を合わせた額から、社会保険料控除・配偶者控除などの所得控除を差し引いた額をいいます。

● 所得（人的）控除の差額

		納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
控除の種類		金額	控除の種類		金額	
基礎控除	5万円		一般	5万円	4万円	2万円
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	老人	10万円	6万円
	特別	10万円		48万円超50万円未満	5万円	4万円
	同居特別	22万円	特配別偶控除者	50万円以上55万円未満	3万円	2万円
寡婦・ひとり親（父）控除	1万円				2万円	1万円
ひとり親（母）控除	5万円		扶養控除	一般	老人	10万円
勤労学生控除	1万円			特定	18万円	同居老親等
						13万円

● 配当控除・外国税額控除

二重課税を調整するため控除するものです。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外国税額控除		外国で得た所得について、その国の所得税並びに住民税に相当する税が課された場合、一定の方法で外国税額が控除されます。			

## 4 分離課税とは

市民税は、各種の所得を合算して課税されます（これを総合課税という）が、退職所得、土地や建物等の譲渡所得、山林所得はそれぞれ特例があり他の所得と切り離し課税されます（これを分離課税という）。

### （1）退職所得の税額計算

住民税（市民税と県民税の合計額）は、前年中の所得に対して、その翌年に課税するいわゆる前年課税主義をとっていますが、退職所得についてはその特例として他の所得と分離して所得の発生した年に課税する現年分離課税方式をとっています。すなわち、退職金の支払者（会社）が退職金を支払う際に他の所得と分離して税金を計算し、支払額からその税金を差し引いて、これを市に納めることになっています。

#### 退職所得控除額

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※在職中に障がい者に該当することになって退職した場合は、勤続年数に関係なく上記で算出した控除額に100万円を加算した額が控除されます。

#### 計算方法

##### 1 原則

(退職金-退職所得控除額) × 1/2 × 税率 10% (市民税6%、県民税4%)

##### 2 特定役員等（勤続年数が5年以下の役員等）の場合

(退職金-退職所得控除額) × 税率 10% (市民税6%、県民税4%)

##### 3 短期退職手当（勤続年数5年以下の一般職員）の場合

※令和4年1月1日以降に支払われる退職金に適用されます。

① (退職金-退職所得控除額) < 300万円の場合は「1 原則」により計算します。

② (退職金-退職所得控除額) ≥ 300万円の場合

{300万円 × 1/2 + (退職金-退職所得控除額-300万円)}  
× 税率 10% (市民税6%、県民税4%)

#### 計算例

##### ◎ Aさんの場合

勤続35年2ヶ月→36年 退職金 2,000万円

##### ① 退職所得控除額

800万円+70万円×(36年-20年)=1,920万円

##### ② 退職所得

(2,000万円-1,920万円) × 1/2 = 40万円

##### ③ 所得割額

・市民税{40万円×6%（税率）}=24,000円

・県民税{40万円×4%（税率）}=16,000円

##### ④ 退職金から差し引かれる住民税

24,000円+16,000円=40,000円

## (2) 土地・建物等の譲渡所得の税額計算

### ① 長期譲渡所得と短期譲渡所得

・長期譲渡所得・・・所有期間が、譲渡した年の1月1日で5年を超える土地や建物を譲渡した場合

例：平成30年12月31日以前に取得した土地や建物を令和6年中に譲渡した場合

・短期譲渡所得・・・所有期間が、譲渡した年の1月1日で5年以下の土地や建物を譲渡した場合

例：平成31年1月1日以後に取得した土地や建物を令和6年中に譲渡した場合

### ② 特別控除

土地・建物などの譲渡があった場合は、一定の条件のもとに次の表の特別控除額が、それぞれの譲渡所得から差し引かれる特例があります。なお、扶養控除の可否判定や均等割課税の対象額は、特別控除を行う前の額で判定します。

特例が受けられる譲渡	特別控除額
ア 公共事業などのために、土地・建物を譲渡した場合	5,000万円
イ 自己の居住用財産を譲渡した場合	3,000万円
ウ 特定土地区画整理事業などのために土地を譲渡した場合	2,000万円
エ 特定住宅地造成事業などのために土地を譲渡した場合	1,500万円
オ 平成21年及び平成22年に取得した国内にある土地を譲渡した場合	1,000万円
カ 農地保有の合理化などのために土地を譲渡した場合	800万円
キ 低未利用土地等を譲渡した場合	100万円

(注) 1. 上記の特別控除が重複する場合も控除額の最高限度は5,000万円までです。

2. ア～キの特別控除は短期譲渡所得でも適用されますが、特別控除を受けられる譲渡所得に、短期譲渡所得と長期譲渡所得の両方がある場合には、まず短期譲渡所得の方から控除し、次に長期譲渡所得から控除します。

### ③ 税額の計算

#### [長期譲渡所得]

特例の種類	課税長期譲渡所得 税率	市民税	県民税	所得税(※1)
土地・建物などの一般の譲渡	3%	2%	15%	
優良住宅の造成等のため の土地等の譲渡(※2)	2,000万円を超 える部分	3%	2%	15%
	2,000万円以下 の部分	2.4%	1.6%	10%
居住用財産の譲渡	6,000万円を超 える部分	3%	2%	15%
	6,000万円以下 の部分	2.4%	1.6%	10%

### 〔短期譲渡所得〕

課税短期譲渡所得 税率 特例の種類	市民税	県民税	所得税(※1)
一般の土地・建物等の譲渡	5.4%	3.6%	30%
国や地方公共団体等への土地・ 建物等の譲渡	3%	2%	15%

(※1) 2013年から2037年分については上記所得税とともに所得税額の2.1%の復興特別所得税を加算

(※2) 特別控除適用の場合は、本税率の適用不可

## I 一般の場合の譲渡所得の税金

通常の場合の譲渡所得の金額は、次のように計算します。

$$\text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{長期 (短期) 譲渡所得}$$

### 【長期譲渡所得の税額】

(ア) 長期譲渡所得 = 課税長期譲渡所得

(イ) 税金は、次の算式によって計算した金額

$$\boxed{\text{課税長期譲渡所得金額}} \times \text{税率} = \boxed{\begin{array}{l} \text{市民税 3\%} \\ \text{県民税 2\%} \\ (\text{所得税 15\%}) \end{array}} = \text{税額}$$

### 【短期譲渡所得の税額】

(ア) 短期譲渡所得 = 課税短期譲渡所得

(イ) 税金は、次の算式で計算した金額

$$\boxed{\text{課税短期譲渡所得金額}} \times \text{税率} = \text{税額}$$

市民税	5.4%
県民税	3.6%
(所得税	30%)

## II 居住用の家屋と敷地を譲渡した場合

令和6年中に、自身が居住している家屋（2以上有するときは、これらのうちの1家屋）やその敷地を譲渡した場合、その譲渡所得から最高3,000万円の特別控除額が差し引かれます。

### Ⅲ 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合

所有していた期間が譲渡した年の1月1日現在で10年を超える自己の居住用財産（居住用家屋やその敷地）を譲渡した場合は、居住用家屋とその敷地を譲渡した際の3,000万円の特別控除額を差し引いた後の譲渡所得について、軽減税率を適用することができます。

#### 【税額の計算方法】

$$\text{譲渡価額} - \underbrace{(\text{取得費} + \text{譲渡費用})}_{(\text{必要経費})} - \text{特別控除額} = \text{課税長期譲渡所得}$$

#### (1) 課税長期譲渡所得が6,000万円以下のとき

課税長期 譲渡所得金額	× 税率	市民税 2.4% 県民税 1.6% (所得税 10%)	= 税額
----------------	------	-----------------------------------	------

#### (2) 課税長期譲渡所得が6,000万円を超えるとき

$\left[ \text{課税長期譲渡所得金額} - 6,000 \text{ 万円} \right] \times \text{税率}$	$\text{市民税 3%}\\ \text{県民税 2%}\\ (\text{所得税 15%})$	$+ \text{市民税 144 万円}\\ \text{県民税 96 万円}\\ (\text{所得税 600 万円})$	= 税率
--	--	--	------

#### Q & A

##### 取得費とは

資産の購入代金や購入手数料などのほか、資産の設備に要した費用、資産を取得した後に加えた改良の費用（通常の修繕費は含まれません）の合計額（消費税を含みます）です。

しかし、建物の取得費は、この合計額から一定の方法で計算した「償却費相当額」を差し引いて計算します。

##### 〔概算取得費の特例〕

このようにして算出した取得費が、その譲渡価額の5%より少ない場合には、その譲渡価額の5%相当額をその取得費とする簡便法があります。

##### 譲渡費用とは

仲介手数料、測量費など資産を譲渡するために支出した費用（消費税を含みます）ですが、次の支出も譲渡費用として取り扱います。

(1) 貸家の譲渡に際して借家人に支払った立退料

(2) 土地の譲渡に際してその土地の上にある建物を取り壊した際の取壊し費用や、その取壊しにより生じた建物の損失の金額

しかし、修繕費や固定資産税のような資産の維持、管理に要した費用は譲渡費用になりません。

#### IV 居住用の家屋や敷地を買い換えた場合

所有期間が譲渡した年の1月1日現在で10年を超える自己の居住用財産（居住用家屋とその敷地）で一定の要件に該当するものを譲渡し、譲渡した年の前年から翌年までの3年の間に代わりの居住用財産を取得し、かつ、一定の期間内にそこに居住する場合には、課税される譲渡所得の計算についての特例があります。

この特例は、譲渡した居住用財産の譲渡代金が買い換えた居住用財産の取得代金よりも多い場合にのみ、の差額について税金がかかります。

##### 【税額の計算方法】

(1) 譲渡価額－取得した居住用財産（買換資産）の取得価額＝収入金額

$$(2) \left( \frac{\text{譲渡資産の取得費} + \text{譲渡費用}}{\text{譲渡価額}} \right) \times \frac{\text{収入金額}}{\text{譲渡価額}} = \text{必要経費}$$

(3) 収入金額－必要経費＝課税長期譲渡所得

(4) 課税長期譲渡所得 × 税率＝税額

#### V 収用などをされた場合

土地収用法などによって、公共事業のために土地や建物が収用され、補償金などを受け取った場合には、下記①または②のいずれかの特例を適用できます。

- ① 5,000万円の特別控除の特例
- ② 代替資産を取得した場合の課税の特例

#### VI 平成21、22年中に取得した土地で所有期間が5年超のものを譲渡した場合

平成21年及び平成22年中に取得した土地が5年を超えて所有したうえで譲渡した場合には、その譲渡所得から1,000万円を控除します。（平成27年以降の譲渡が適用対象）

## ● 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった分については翌年度の市・県民税の所得割から控除されます。

**対象者** 平成25年～令和7年までに新築、建壳、中古等の住宅に入居した方又は居住している住宅の増改築をした方のうち、所得税の住宅借入金等特別控除を受け、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある方

**計算方法** ア. 所得税の住宅借入金等特別控除限度額のうち所得税で控除しきれなかった額

イ. 所得税の課税総所得金額等 × 5%（上限97,500円）

※アとイのいずれか少ない額

（ただし、居住開始が平成26年4月1日から令和4年12月31日までであって、特定取得または特別特定取得（特例取得・特別特例取得・特例特別特例取得を含む）に該当する場合には、上記「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額）

**手続方法** 給与の年末調整又は確定申告で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、居住を開始した年月日などが正しく記載されていれば、市・県民税からの控除のための手続きは不要です。

※次の場合は、所得税の住宅ローン控除のみが適用され、市・県民税からの控除はありません。

○バリアフリー改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方

○省エネ改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方

○特定多世帯同居改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入等特別控除を受けている方

※住宅借入金等特別控除の適用を受けていた個人のその居住の用に供していた家屋が東日本大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## ● 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金（総所得金額等の合計額の30%を上限）を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額を税額控除します。

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 福島県共同募金会又は日本赤十字社の福島県支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として福島県又は福島市の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として福島県又は福島市の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する額を特例控除額として加算します。（※特例控除額が、所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額が上限額になります。）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円を超え 330万円以下	79.79%
330万円を超え 695万円以下	69.58%
695万円を超え 900万円以下	66.517%
900万円を超え 1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超え	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

## 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

確定申告が不要な給与所得者等が、都道府県・市町村（令和元年6月以降は総務大臣の指定団体が対象）に対し寄附（ふるさと納税）をした場合、寄附先の自治体に申請をすることで確定申告等をしなくても税の控除が受けられる制度です。

ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、市県民税の控除額（基本控除額+特例控除額）に所得税における控除額相当分（申告特例控除額）を加算し、市県民税から税額控除されます。

## 5 申告と納税の方法

### (1) 申告について

その年の1月1日に福島市に住所がある方は、前年中の所得等を3月15日までに申告する必要があります。

ただし、次に該当する方は申告の義務が免除されます。

- ① 所得税（国税）の確定申告書を提出した方
- ② 勤務先からの給与支払報告書、又は公的年金等支払報告書が提出されている方で  
他に所得のなかった方

申告書の提出期限は3月15日です

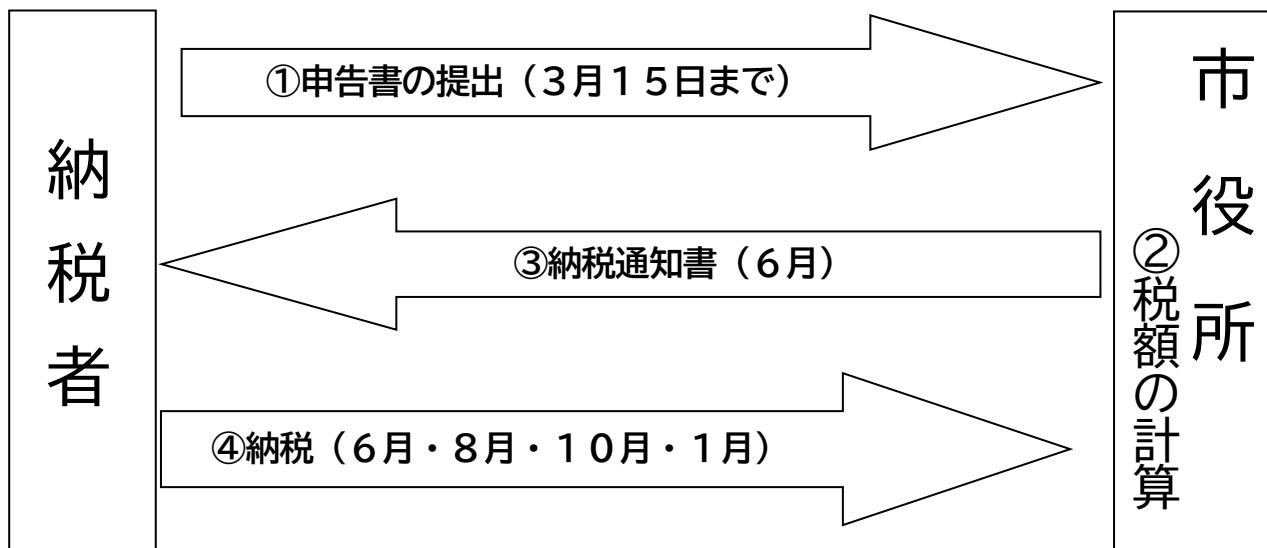
### (2) 普通徴収（事業所得者等）

普通徴収とは、給与所得者以外の事業所得者等の申告にもとづき計算された市民税と県民税を、市役所から送付する納税通知書により、納税者本人に納めていただく方法です。

納期は年4回（6月、8月、10月、翌年1月）となります。

※各納期の末日が土曜日又は日曜日の場合は、次の月曜日が納期限となります。

しくみ



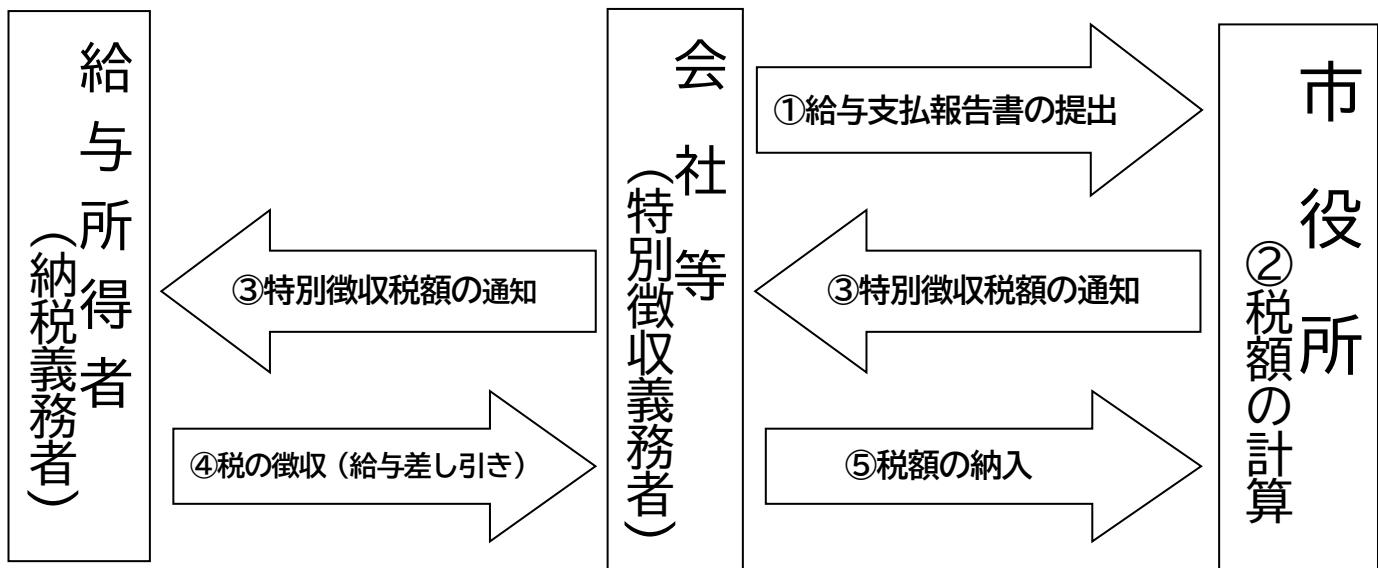
- 公的年金受給者の方は以下のとおりとなります。

- ① 4月1日現在、65歳未満の方で公的年金所得のみの方については、満65歳になり公的年金からの特別徴収が始まるまでは、普通徴収となります。
- ② 4月1日現在、65歳以上の方で公的年金とその他の所得（事業所得、不動産所得など）がある方は、後記（4）公的年金からの特別徴収及び普通徴収、それぞれの方法で納めていただくことがあります。

### (3) 紙と所得等に係る特別徴収

給与所得等に係る特別徴収とは、給与支払者（会社等）が所得税の源泉徴収と同じように、給与所得者（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与（6月から翌年5月）から住民税（市・県民税）を差し引いて納める方法をいいます。

しくみ



#### ● 年の中途中で退職した場合の徴収

給与所得者が退職し、給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、未徴収税額を普通徴収の方法によって納めていただきます。

- ① 再就職先で引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② その年の12月31日までの間に退職した方で、未徴収税額を退職金や給与から一括して特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日以後4月30日までの間に退職した場合（本人の申し出がなくとも未徴収税額が一括して徴収されます。）

#### ● 紙と以外の所得がある場合の徴収

該当所得の税額について、前記（2）普通徴収による方法での納付を希望される場合は、確定申告の際にその旨の記載または、市役所への申し出が必要となります。

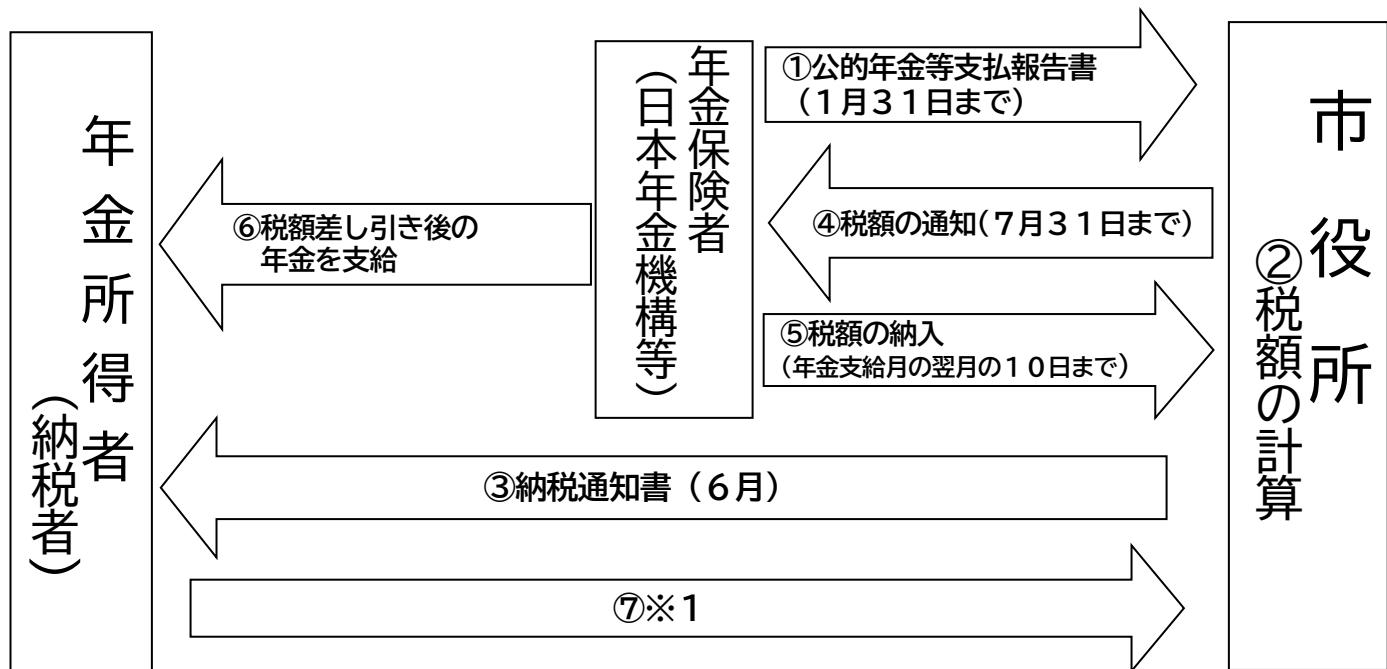
なお、65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、公的年金所得にかかる税額については、原則として後記（4）公的年金からの特別徴収となります。

#### (4) 公的年金からの特別徴収（年金所得者）

公的年金からの特別徴収とは、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務のある方について、年金所得に係る市民税と県民税の額を、年金保険者（日本年金機構など）が年6回（年金支給月）に分けて公的年金から差し引き、市へ直接納入する方法をいいます。

※公的年金からの特別徴収開始年度は、年金所得に係る市民税と県民税の半額を普通徴収の方法によって納めていただきます。

#### しくみ



※1 年の中途中で年金所得に係る市民税と県民税の額が変更になった場合や福島市から他市町村へ転出された場合などは、公的年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収の方法によって納めていただくことがあります。

## ★ 市・県民税と所得税の違い

		市・県民税	所得税
課 税 の 時 期		前年中の所得に対して翌年度に課税	その年の所得に対して課税
均 等 割		均等割あり 市民税 3,000 円 県民税 2,000 円 (うち県森林環境税 1,000 円)	均等割なし
税 率		・市民税 6% ・県民税 4%	5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の 7 段階 (平成 27 年分より) ※平成 25 年から令和 19 年まで復興特別所得税 (2.1%) が加算
所 得 控 除		基礎控除 最高 43 万円 配偶者控除 最高 33 万円 配偶者特別控除 最高 33 万円 一般の扶養控除 33 万円 特定の扶養控除 45 万円 など	基礎控除 最高 48 万円 配偶者控除 最高 38 万円 配偶者特別控除 最高 38 万円 一般の扶養控除 38 万円 特定の扶養控除 63 万円 など
税 額 控 除		配当控除の控除率が異なります	
納 税 方 法 等 (給与所得者の場合)		毎年 6 月から翌年 5 月まで 12 回に分けて給料から徴収します (特別徴収) 毎年 1 月から 12 月の給料の額に応じ徴収し、ボーナスからも徴収します (源泉徴収) 年末調整があります	
(事業所得者等の場合)		普通徴収 申告納税 (確定申告など)	

## よくあるご質問にお答えします

### ～給与からの特別徴収～

【問1】 私は特別徴収により納税していましたが、年度途中で退職しました。その後、新しい会社に就職しましたが、どうすればよいのでしょうか。

→【答1】 新しい会社が引き続き特別徴収することを申し出た場合には継続できます。

【問2】 私は特別徴収により納税していましたが、年度途中で退職しました。その後、再就職はしていません。どうすればよいのでしょうか。

→【答2】 退職金などから一括して差し引かれ納められますが、それができない場合は、残りの税額を普通徴収の方法で納めていただきます。

【問3】 私は昨年退職した時に退職金から市・県民税を差し引かれましたが、今年の6月に自宅に納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか。

→【答3】 退職金に対する市・県民税は、退職金が支払われる際に差し引かれ、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市に納入されますが、退職金以外の所得に対する市・県民税は、その翌年に課税されることになっています。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などに対する市・県民税は、この6月にお送りした納税通知書で納めていただくことになります。

### ～転出・転入～

【問4】 私は令和7年1月20日に郡山市から福島市に引っ越ししてきました。令和7年度の市・県民税はどちらへ納めることになるでしょうか。

→【答4】 住民税（市町村民税と道府県民税）は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。

したがって、令和7年1月1日現在では、あなたの住所は郡山市にあったのですから、その後福島市に引っ越ししても、令和7年度の市・県民税は郡山市に納めていただくことになります。

### ～扶養・配偶者控除～

【問5】 私の妻は近所の商店にパートタイムで勤めています。昨年中の給与の収入金額の合計は103万円でした。この場合、妻は私の所得から差し引かれる配偶者控除の適用を受けられるでしょうか。

→【答5】 配偶者控除の適用が受けられる配偶者は、所得が48万円以下の方です。

したがって、あなたの妻の得た給与の収入金額103万円は給与所得控除額（55万円）を差し引くと所得が48万円となりますので、あなたの所得から差し引かれる配偶者控除の適用を受けられます。ただし、あなたの合計所得金額が900万円を超えると、配偶者控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると適用を受けられません。

なお、あなたの妻に所得税はかかりませんが、給与収入が96万5千円を超えていため、市・県民税は課税される可能性があります。

## ～公的年金からの特別徴収～

【問6】 私は公的年金受給者です。市・県民税をすべて給与からの引き落としにより納めていましたが、給与からの引き落としはできなくなるのでしょうか。

→【答6】

●6 5歳未満の方の場合

年金所得やその他の所得に対する市・県民税もあわせて給与から引き落とすことができます。

●6 5歳以上の方の場合

年金所得に対する市・県民税については公的年金からの引き落とし（特別徴収）となるため市・県民税をすべて給与から引き落とすことはできません。

年金所得以外の所得に対する市・県民税のみ給与から引き落とすことができます。

【問7】 公的年金からの特別徴収対象者ですが、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は納付方法の選択が認められていますが、市・県民税では選択できないのですか。

（例：「特別徴収ではなくこれまでどおり納付書で納めることはできますか。」）

→【答7】 引き落とし（特別徴収）の対象となる方は、納付書や口座振替（普通徴収）による納付方法を選択することができません。これは地方税法（321条の7の2）に基づくものです。

【問8】 市・県民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）をやめることはできますか。

→【答8】 引き落とし（特別徴収）の対象となる方は、上記同様の理由から納付方法を選択することができません。

# 法人市民税

法人市民税は、福島市内に事務所や事業所がある法人（会社など）に対してかかる税金です。個人市民税と同様に「均等割」と法人の所得に応じた法人税額（国税）をもとに課される「法人税割」があります。

なお、福島市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、各市町村ごとの従業者数で按分して法人税割額を納めることになります。

## 1 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮、宿泊所等がある法人で市内に事務所、事業所がないもの	○	—
市内に事務所、事業所などがある公益法人等又は法人でない 社団等で、収益事業をおこなっているもの	○	○
市内に事務所、事業所などがある公益法人等で、 収益事業をおこなわないもの	○	—

## 2 均等割

均等割は、次の区分による税率（年額）になります。

基準となる額		基準となる額 の範囲	従業者数 (福島市内にあ る事業所の従業 者の合計)	均等割額 (年額)	
改正前	改正後				
平成 27 年 3 月 31 日 までに開始した 事業年度	平成 27 年 4 月 1 日 以後に開始する 事業年度	「資本金等の額」と 「資本金 + 資本準備金」の どちらか大きいほうの額	1,000 万円以下の 法人	50 人以下 5 万円	
資本金等の額			50 人を超える	12 万円	
			1,000 万円を超 え 1 億円以下の法人	50 人以下 13 万円	
			50 人を超える	15 万円	
			1 億円を超 え 10 億円以下の法人	50 人以下 16 万円	
			50 人を超える	40 万円	
			10 億円を超 え 50 億円以下の法人	50 人以下 41 万円	
			50 人を超える	175 万円	
			50 億円を超 える 法人	50 人以下 41 万円	
			50 人を超える	300 万円	

公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人については、上記にかかわらず一律 50,000 円となります。

(注) 1 従業者の数…市内にある事務所、事業所又は寮などの従業者の合計数

(給与、報酬等の支払いを受ける方すべて。パートタイマーも含む。)

2 従業者数及び資本金等の額は、その法人の事業年度の末日で判定します。

3 資本金等の額…改正前後で算出の方法が変更されています。

改正前…法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する  
連結個別資本金等の額

改正後…改正前の資本金等の額に、地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 による調整を行った額

(例：利益剰余金から資本金への組み入れを行う無償増資の額の加算、資本金の取り崩し  
により欠損填補を行う無償減資の額の減算等)

### 3 法人税割

$$\text{法人税額（国税）} \times \text{税率} = \text{法人税割額}$$

平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度の税率	13. 4%
平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度の税率	10. 8%
令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率	7. 1%

### 4 申告と納税

税金を納めなければならない法人等が、自ら税額を計算し、法人税割と均等割の合計額を申告して納めることとなっています。

申告区分		法人税割	均等割	申告及び納付期限
中間申告 ※1	予定申告	$\text{前事業年度の確定法人税割額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事務所等の均等割額 $\times \frac{\text{所在月数}}{12}$ (年額)	事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内
	仮決算による中間申告	事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間を 1 つの事業年度とみなして計算した法人税額をもとに計算した額		
確定申告		確定法人税割額 - 中間申告納付額	均等割額 - 中間申告納付額 (年額)	事業年度終了日の翌日から 2 ヶ月以内 ※2

※1 普通法人で事業年度が 6 ヶ月を超える法人が、法人税において前事業年度の確定法人税額に前事業年度の月数で除し、6 を乗じて計算した金額が 10 万円を超える場合のみ必要となります。なお、中間申告の申告納付については、予定申告又は仮決算による中間申告のどちらかを選択するようになります。

※2 法人税（国税）について税務署長から申告期限延長の承認を受けている場合は、法人の市民税の申告期限も延長となります。

# e L T A X(エルタックス)について

福島市では、e L T A Xによる電子申告の受付及び電子納税を行っています。ぜひご利用ください。

## 【メリット】

- 1 窓口へ出向いたり、郵送したりする手間を省き、オフィスなどからインターネットを利用して簡単に申告や納税の手続きができます。
- 2 複数の地方公共団体への申告や納税がまとめて一度にできます。
- 3 エルタックス用の無償ソフト (PC desk) の申告書作成支援機能により、申告書の作成から納税まで簡単にできます。また、エルタックス対応の市販の税務・会計ソフトでも利用が可能です。
- 4 電子納税することによる手数料は無料です。クレジットカードを利用した場合は、システム利用料がかかります。

※電子納税可能な税目は、法人市民税、市県民税（特別徴収）です。

なお、固定資産税、軽自動車税（種別割）については「地方税お支払いサイト」

（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>）を

ご利用いただくことで、エルタックスで登録いただいた銀行口座からの引き落としが可能です。

## 利用可能な手続き

税目	電子申告	電子申請・届出
法人市民税	中間申告 確定申告 修正申告など	法人設立届 異動届
個人市民税	給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出 普通徴収から特別徴収への切替申請 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票または、特別徴収税額納入内訳届出 公的年金等支払報告など	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
固定資産税 (償却資産)	全資産申告 増加資産・減少資産申告	
入湯税	納入申告書 特別徴収義務者経営申告書	課税対象とならない利用（課税免除）の届出書
市たばこ税	市たばこ税の申告（修正申告）書 返還に係る製造たばこの明細書 市たばこ税還付請求申告書	

## 電子申請共通様式手続き

税目	電子申請
個人市民税・入湯税・市たばこ税・鉱産税	更正請求書
法人市民税・個人市民税・固定資産税・都市計画税・入湯税・市たばこ税・国民健康保険税・軽自動車税（種別割）・鉱産税	申告書の提出期限の延長の承認申請書
法人市民税・個人市民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・鉱産税	納税管理人申告書

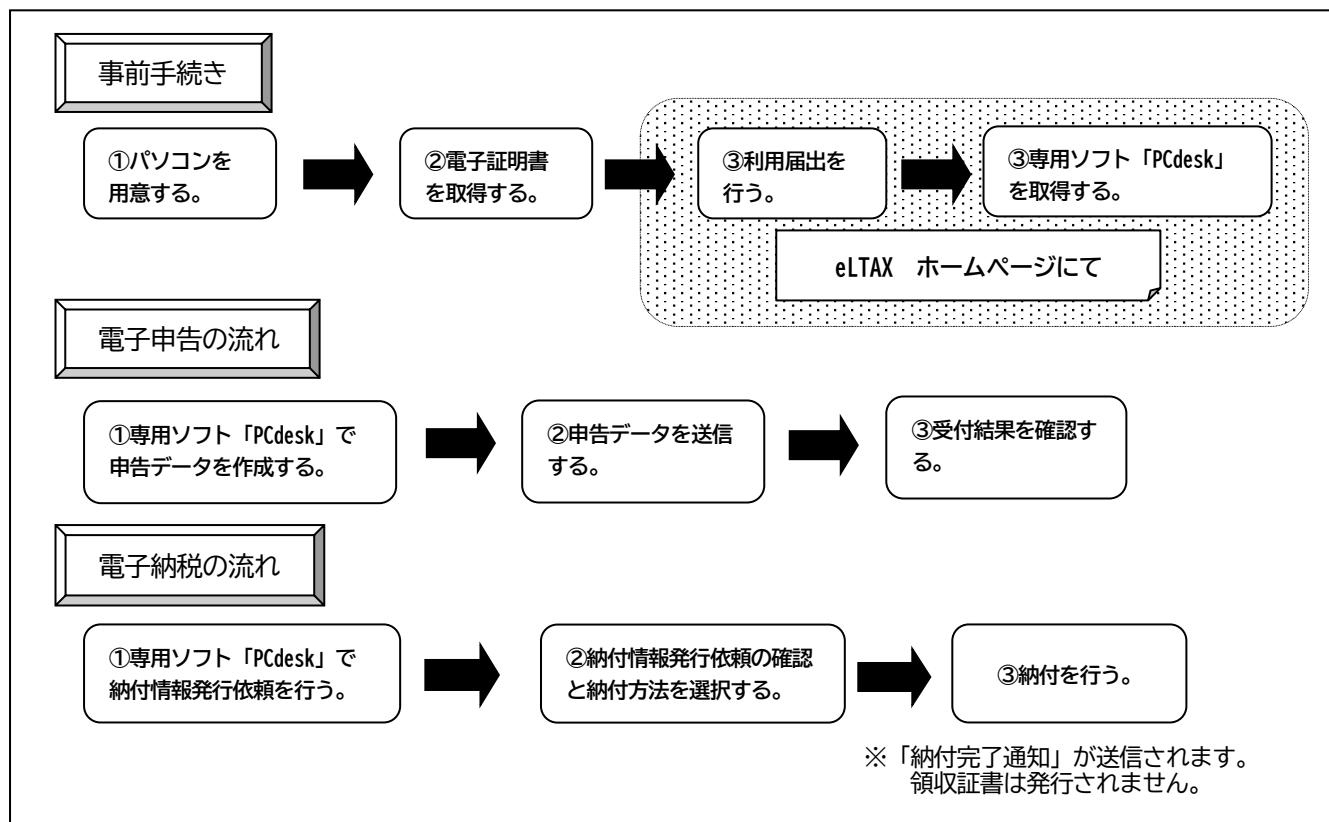
## e LTAXの利用手順

- ・初めてエルタックスをご利用いただくには地方税共同機構への利用届出(新規)が必要です。
- ・利用届出は、エルタックスホームページへアクセスして行ってください。
- ・事前に、電子証明書の取得、ICカードリーダライタなどの準備が必要です。
- ・既にエルタックスを利用されている場合は、利用届出(変更)により利用先へ福島市を追加していくと、利用可能になります。

※申告データの送信には電子証明書の添付が必要です。

※税理士等が依頼を受け代理で送信する場合は、納税者の電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

※電子証明書は、特定の発行機関や認証局が発行する電子的な身分証明書です。エルタックスで利用できる電子証明書については、エルタックスのホームページでご確認ください。



## お問い合わせ先

### eLTAXに関するご質問

地方税共同機構ヘルプデスク

0570-081459

受付日：月～金(土日祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く)

受付時間：9：00～17：00

### 申告内容に関するご質問

福島市役所 TEL 024-535-1111

市民税課 内線 2426・2427・2428 =市民税(特別徴収)関係

内線 2428・2429 =市民税(法人市民税)関係

内線 2425 =軽自動車税関係

内線 2423 =入湯税・市たばこ税関係

資産税課 内線 2452・2453 =固定資産税(償却資産)関係

利用手続き・電子納税等の詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

# 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

## 1 課税の対象となる固定資産

区分	種類
土地	田、畠、宅地、山林、原野、雑種地など
家屋	住宅、店舗、工場、事務所、倉庫など
償却資産	事業の用に使うことのできる構築物、機械、備品など

## 2 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。

固定資産の所有者とは

土地	登記簿に所有者として登記されている方 (未登記の土地の場合は土地補充課税台帳に所有者として登録されている方)
家屋	登記簿に所有者として登記されている方 (未登記の家屋の場合は家屋補充課税台帳に所有者として登録されている方)
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

※土地又は家屋の所有者として登記又は登録されている方が、賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日において、その土地又は家屋を現に所有している方（相続人等）が納税義務者となります。

## 3 税額の算出方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

課税標準額となるのは、国の固定資産評価基準にもとづいて、3年に一度の基準年度において（償却資産は毎年）固定資産を評価し、決定した価格をもとに、各種の軽減を経た後の額です。

したがって、基準年度の翌年度及び翌々年度は、土地の地目変換、地価の下落に伴う下方修正措置、家屋の増改築等があった場合を除き、基準年度の価格がそのまま据え置かれます。なお、同一市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、課税されません。

土地・・・30万円  
家屋・・・20万円  
償却資産・・・150万円

## 4 儻却資産の申告制度

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これにもとづき毎年評価し、その価格を決定します。

## 5 納税の方法

納税通知書により、次の納期（年4回）で納めていただきます。

第1期……4月 第2期……7月 第3期……12月 第4期……翌年2月

## 6 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳に登録された内容を記載した土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を無料でご覧頂くことができます。

この縦覧によって自分の固定資産の価格と他の固定資産の価格を比較することができます。

・(縦覧期間) … 毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日まで（土・日曜、祝日を除く）

・(縦覧できる方) … 固定資産税の納税者本人、同居の親族、納税管理人など

① 土地価格等縦覧帳簿

② 家屋価格等縦覧帳簿

・(縦覧帳簿の記載事項)

① 土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、価格

② 家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

なお、価格に不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に対し、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内までの間に審査申し出することができます。

しかし、基準年度の翌年度及び翌々年度においては、地目の変換、家屋の増改築等の事情があった場合を除き、審査の申し出をすることはできません。

### Q&A

固定資産評価審査委員会とは

市民の中から、市議会の同意を得て市長が選任した審査委員で組織され、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査します。

## 7 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を通年確認できます。

また、借地人・借家人等も固定資産の課税内容を閲覧できます。

閲覧対象者	閲覧対象固定資産
1. 固定資産の納税義務者	当該納税義務に係る固定資産
2. 借地人 土地について貸借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者（対価を支払っている者）	当該権利の目的である土地
3. 借家人 家屋について貸借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者（対価を支払っている者）	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地
4. 固定資産の処分をする権利を有する一定の者（総務省令で定める者）、賦課期日後に取得した所有者、破産管財人等	当該権利の目的である固定資産

## 8 土地に対する課税のしくみ

### (1) 評価のしくみ

固定資産評価基準にもとづき、地目別に定められた評価方法により評価します。

#### ① 地 目

地目は、宅地、田及び畠（併せて農地といいます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわりなく、その年の1月1日の現況の地目によります。

#### ② 地 積

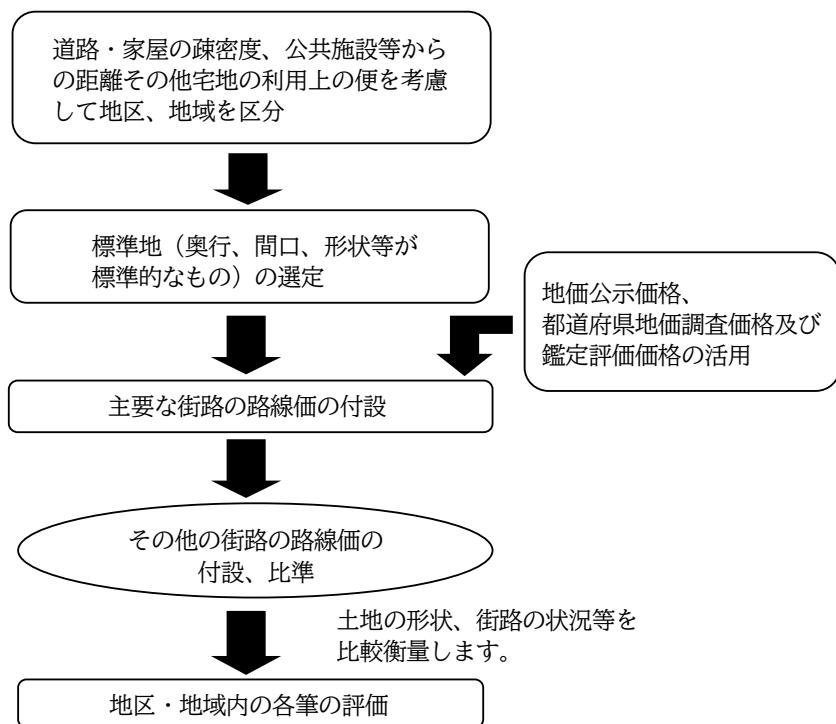
地積（面積）は、原則として土地登記簿に登記されている地積によります。

#### ③ 価 格（評価額）

価格は、固定資産評価基準にもとづき、売買実例価額をもとに算定した適正な時価を基礎として求めます。

#### — 地目別の評価方法 —

##### ア. 宅地の評価方法



##### イ. 農地、山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格（その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素等があればそれに相当する価額を控除した純農地、純山林としての価格）に比準して評価します。

ただし、市街化区域農地や農地の転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

農地法第36条第1項の勧告があった遊休農地（勧告遊休農地）については、一般農地の評価額を限界収益率（0.55）で割り戻して評価します。

##### ウ. 牧場、原野、雑種地等の評価方法

宅地、農地、山林の場合と同様に、売買実例価額や付近の土地の評価額にもとづく方法等により評価します。

## (2) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

### ① 特例の対象となる住宅用地

ア. 専用住宅（専ら住まいに使われている家屋）の敷地として利用されている土地

……その土地の全部

イ. 併用住宅（一部を住まいに使われている家屋）の敷地として利用されている土地

……その土地の面積に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

#### (ア) 住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
専 用 住 宅	全 部	1.0
下記以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0
地上5階以上の耐火構造である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0

#### (イ) 特例措置

① 住宅用地のうち一戸あたり200m<sup>2</sup>までの部分

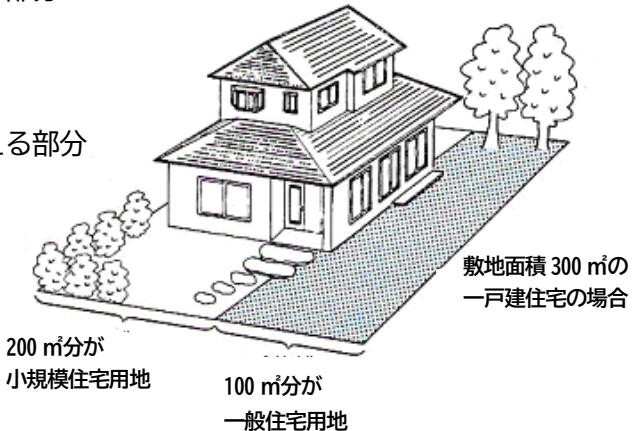
(小規模住宅用地)

価格の6分の1を課税標準額とします。

② 住宅用地のうち一戸あたり200m<sup>2</sup>を超える部分

(一般住宅用地)

価格の3分の1を課税標準額とします。



## (3) 被災住宅用地の特例

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）については、当該敷地を住宅用地とみなし、令和8年度分までの間、上記住宅用地に対する課税標準の特例を適用します。

## (4) 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を令和8年3月31日までの間に取得した場合は、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度は、当該敷地を住宅用地とみなし、上記住宅用地に対する課税標準の特例を適用します。

## (5) 負担調整措置

平成9年度以降、課税の公平の観点から、地域や土地によるばらつきのある負担水準（当年度評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられています。

負担調整措置は、宅地等（農地以外の土地）と農地とでは異なり、またそれぞれの負担水準に応じて定められています。宅地等の区分には、「住宅用地」及び「商業地等の宅地」があります。

個々の土地に対して具体的に適用される負担調整措置は、次の算式によって求められる負担水準にもとづいて、次の表により求めます。

### ◎ 土地の区分

住宅用地	人の居住の用に供する家屋の用地
・小規模住宅用地	住宅用地のうち住宅一戸あたり 200 m <sup>2</sup> までの敷地
・一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地
商業地等の宅地等	農地を除く住宅用地以外の土地
農地	田及び畠

### ◎ 住宅用地に係る課税標準の特例措置

小規模住宅用地	価格の6分の1
一般住宅用地	価格の3分の1

### ◎ 負担水準及び課税標準額並びに負担調整措置

$$\text{負担水準 (\%)} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額} (\times \text{住宅用地特例率}(1/3 \text{又は } 1/6))} \times 100 \text{ (\%)}$$

区分	負担水準	令和6年度課税標準額
住宅用地	小規模 住宅用地 (200 m <sup>2</sup> 以下の部分)	<u>下記①・②のいずれか低い額</u> ① 令和7年度評価額×1/6 ② 令和6年度課税標準額 + (令和7年度評価額×1/6×5%) ※ただし、②の額が令和7年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額とします。
	一般 住宅用地 (200 m <sup>2</sup> を超える部分)	<u>下記①・②のいずれか低い額</u> ① 令和7年度評価額×1/3 ② 令和6年度課税標準額 + (令和7年度評価額×1/3×5%) ※ただし、②の額が令和7年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額とします。
商業地等の宅地 (非住宅用地等)	70%超	令和7年度評価額×70% (引き下げ)
	60%以上 70%以下	令和6年度課税標準額と同額 (据え置き)
	60%未満	令和6年度課税標準額 + (令和6年度評価額×5%) ※ただし、この額が令和7年度評価額の60%を超える場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とします。

区分	負担水準	令和6年度課税標準額
農地	100%以上	令和6年度評価額
	90%以上 100%未満	令和6年度課税標準額×1.025
	80%以上 90%未満	令和6年度課税標準額×1.05
	70%以上 80%未満	令和6年度課税標準額×1.075
	70%未満	令和6年度課税標準額×1.10

## 9 家屋に対する課税のしくみ

### (1) 評価のしくみ

固定資産評価基準にもとづき、再建築価格を基準に評価します。

#### 家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

- ・再建築価格……評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点で再度建築する場合に必要とされる建築費です。
- ・経年減点補正率……家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗（劣化等）の状況による減価等の割合です。

以上によって求めることになりますが、その額が評価替前の価額を超える場合には、原則として、評価額は評価替前の価額に据え置かれます。

### (2) 新築住宅に対する減額措置

#### ●一般住宅（「認定長期優良住宅」以外の住宅）

令和8年3月31日までに新築された住宅で一定の要件を満たしているものについては、固定資産税額の2分の1が減額されます。

① 適用対象は、次のア～イの要件を満たす住宅です。

ア 専用住宅、併用住宅（居住部分が2分の1以上）であること。

イ 床面積要件……50m<sup>2</sup>（一戸建以外の賃家住宅にあっては40m<sup>2</sup>）以上280m<sup>2</sup>以下

※分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

② 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が120m<sup>2</sup>までのものはその部分が減額対象に、120m<sup>2</sup>を超えるものは120m<sup>2</sup>分に相当する部分が減額対象になります。

③ 減額される期間

ア 一般の住宅（イ以外の住宅）……新築後3年度分

イ 3階建以上の中高層耐火建築物……新築後5年度分

④ 減額措置を受けるための申告

この減額措置の適用を受けるためには、住宅の完成後、翌年1月31日までに申告してください。

## ●認定長期優良住宅

長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅に対する固定資産税の減額措置です。長期優良住宅の認定を受け、令和8年3月31日までに新築された住宅（認定長期優良住宅という）で一定の要件を満たしているものについては、固定資産税額の2分の1が減額されます。

① 適用対象は、次のア～ウの要件を満たす住宅です。

ア 専用住宅、併用住宅（居住部分が2分の1以上）であること。

イ 床面積要件……50m<sup>2</sup>（一戸建以外の貸家住宅にあっては40m<sup>2</sup>）以上280m<sup>2</sup>以下

※分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

ウ 住宅建築着工前に、「長期優良住宅建築等計画書」の認定申請を行い、認定後に着工した住宅であること。

② 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられる部分の床面積が120m<sup>2</sup>までのものはその部分が減額対象に、120m<sup>2</sup>を超えるものは120m<sup>2</sup>分に相当する部分が減額対象になります。

③ 減額される期間

ア 一般の住宅（イ以外の住宅）………新築後5年度分

イ 3階建以上の高層耐火建築物……新築後7年度分

④ 減額措置を受けるための申告

この減額措置の適用を受けるためには、住宅の完成後、翌年1月31日までに、認定長期優良住宅であることを証する書類（認定通知書の写し）を添付して申告してください。

### (3) 被災代替家屋の特例

対象となる災害等により被災した家屋（被災家屋）の所有者等がそれに代わる家屋（被災代替家屋）を取得し又は、改築した場合、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、固定資産税・都市計画税を減額しますので、翌年の1月31日まで申告してください。

なお、対象となる災害は、東日本大震災、令和元年台風19号（※）、令和3年福島県沖を震源とする地震、令和4年福島県沖を震源とする地震によるものです。

申告書	被災家屋の要件	代替家屋の取得・改築期間	減額内容
東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内家屋に係る代替家屋の固定資産税・都市計画税の特例適用申告書	居住困難区域又は警戒区域に所在した家屋	区域の指定が解除されてから3か月を経過する日（解除日後に家屋を新築した場合は1年）まで	代替家屋取得・改築の翌年から4年度分1/2、その後2年度分が1/3
東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替家屋特例に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書	災害により滅失・損壊した家屋（罹災証明書における判定が半壊以上）	令和8年3月31日まで	
被災代替家屋特例申告書		災害発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日まで	取得・改築の翌年から4年度分が1/2

※令和元年台風19号による被災代替措置は令和6年3月31日までに取得したもので終了しました。

#### (4) その他の減額措置

##### ◆住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額について

###### <対象住宅>

昭和57年1月1日以前から存在している住宅(賃貸住宅を除く)

※長期優良住宅の減額適用を受けようとする場合は、床面積が280m<sup>2</sup>以下であること。

###### <対象工事>

建築基準法に適合した50万円超の耐震改修工事

###### <減額される期間と税額>

耐震改修工事を行った時期により次の期間減額されます。

耐震改修工事の時期	減額期間	減額率
H18.1.1～H21.12.31	3年間	改修工事を行った住宅の 固定資産税額の1/2を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修工事を行つ た住宅の場合は固定資産税額の2/3を減額
H22.1.1～H24.12.31	2年間	
H25.1.1～R6.3.31	1年間	

###### <減額対象面積>

1戸あたり120m<sup>2</sup>相当分まで

###### <申告方法>

改修工事完了後3か月以内に次の書類を添付して申告してください。

- ①申告書
- ②納税義務者の住民票
- ③政令で定める基準に適合する耐震改修工事が行われたことを証する書類
- ④改修工事の費用を証明する書類
- ⑤工事写真(施工前・施工後)
- ⑥改修後の建物平面図
- ⑦認定長期優良住宅であることを証する書類(認定長期優良住宅の場合)

##### ◆住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について

###### <対象住宅>

新築された日から10年以上経過した住宅〔床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること〕  
(賃貸住宅、「新築住宅の減額」又は「耐震改修の減額」を受けている住宅は対象となりません)

###### <次のいずれかの方が居住していること>

- ①65歳以上の方
- ②介護保険において要介護認定、要支援認定を受けている方
- ③障がい者の方

###### <対象改修期間>

平成28年4月1日～令和8年3月31日

###### <対象工事>

国又は地方公共団体からの補助金、介護保険からの支給等を除く自己負担が50万円超のバリアフリー改修工事

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床の滑り止め化

### <減額される年度と額>

改修工事が完了した年の翌年度に限り、対象住宅の固定資産税額の3分の1が減額されます。  
(都市計画税は対象となりません。)

### <減額対象面積>

1戸あたり100m<sup>2</sup>相当分まで

### <他の減額措置との併用>

省エネ改修を同時に行った場合には、それぞれ3分の1を減額し、合わせて3分の2が減額されます。

※新築住宅減額、耐震改修減額及び長期優良住宅の認定を受けた省エネ改修減額を受けている住宅は対象外となります。

### <申告方法>

改修後3か月以内に次の書類を添付して申告してください。

- ①申告書
- ②納税義務者の住民票
- ③住民票（居住者が65歳以上の場合）、介護保険被保険者証（要介護・要支援認定者の場合）、障害者手帳等（障がい者の場合）
- ④工事明細書
- ⑤工事写真（施工前・施工後）
- ⑥領収書
- ⑦バリアフリー改修工事が行われたことを証する書類

※④⑤⑥を添付する場合は⑦は不要、⑦を添付する場合は④⑤⑥は不要

## ◆住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額について

### <対象住宅>

平成26年4月1日に存在している住宅〔床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること〕  
(賃貸住宅、「新築住宅の減額」又は「耐震改修の減額」を受けている住宅は対象となりません)

### <対象改修期間>

令和4年4月1日～令和8年3月31日

### <対象工事>

国又は地方公共団体からの補助金等の額を除く、現行の省エネ基準に適合した60万円超え(※)の改修工事

※断熱改修に係る工事費が60万円超え、又は断熱改修に係る工事費が50万円超えであって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える改修工事

- ①窓の改修工事（二重サッシ化・複層ガラス化など）…必須工事
- ②①の改修工事と併せて行う床、天井又は壁の断熱改修工事

### <減額対象床面積>

1戸あたり120m<sup>2</sup>相当分まで

### <減額される税額>

改修工事が完了した年の翌年度に限り、対象住宅の固定資産税額の3分の1が減額されます。  
※長期優良住宅の認定を受けて改修を行った場合は固定資産税額の3分の2を減額します。  
(都市計画税は対象となりません。)

#### <他の減額措置との併用>

バリアフリー改修を同時に行った場合には、それぞれ税額の3分の1を減額し、合わせて3分の2が減額されます。(長期優良住宅の認定を受けた省エネ改修減額を受ける場合は、バリアフリー改修減額との併用はできません。)

※新築住宅減額及び耐震改修減額を受けている住宅は対象外となります。

#### <申告方法>

改修後3か月以内に次の書類を添付して申告してください。

- ①申告書 ②住民票 ③省エネ改修工事が行われたことを証する書類(増改築等工事証明書)
- ④省エネ改修に要した費用を証明する書類(領収書等)
- ⑤省エネ改修に要した費用の内訳書(④により確認できる場合は不要)
- ⑥工事写真(施工前・施工後) ⑦改修後の建物平面図
- ⑧認定長期優良住宅であることを証する書類(認定長期優良住宅の場合)

## 10 償却資産に対する課税のしくみ

(1) 固定資産評価基準にもとづき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

①前年中に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \left( 1 - \text{減価率}/2 \right)$$

②前年より前に取得された償却資産

$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{前年度の価格}} \times \left( 1 - \text{減価率} \right) \cdots \cdots A$$

(注) ただしAにより求めた額が、取得価格の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%の額を価格とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

取得価額……原則として国税の取扱いと同様です。

減価率……原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

Q & A

業種別の主な償却資産とは

事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、事務機器、金庫、複写機、エアコン、看板、広告設備など
アパート・駐車場賃貸	受変電・自家発電設備、屋外の給排水・ガス配管、フェンス・門・塀、アスファルト舗装、駐車用機械設備など
小売・飲食店	レジスター、カラオケ、冷蔵庫、厨房用品、テレビ、エアコン、看板、自動販売機、テナント内装など
理容・美容店	理美容イス、洗面設備、タオル蒸器、テレビなど
病院	X線装置などの医療用機器、ベッド、手術台など

## （2）東日本大震災に係る代替償却資産の特例

### ● 被災代替償却資産の特例

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を令和8年3月31日までの間に、取得し、又は改良した場合には、当該代替償却資産に係る固定資産税の課税標準額を最初の4年度分は2分の1の額とします。

### ● 居住困難区域（警戒区域）内代替償却資産の特例

居住困難区域（警戒区域）の指定があった日において、当該居住困難区域（警戒区域）内に所在した償却資産の所有者等が、当該区域の指定を解除した日から3ヶ月を経過する日までの間に当該居住困難区域内償却資産に代わる償却資産を取得した場合には、当該代替償却資産に係る固定資産税の課税標準額を最初の4年度分は2分の1の額とします。

## （3）令和元年台風19号に係る代替償却資産の特例

令和元年台風19号により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を令和6年3月31日までの間に、取得し、又は改良した場合には、当該代替償却資産に係る固定資産税の課税標準を最初の4年度分は2分の1の額とします。

## （4）令和3年福島県沖地震に係る代替償却資産の特例

令和3年福島県沖地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わる償却資産を令和8年3月31日までの間に取得し、又は改良した場合には、当該代替償却資産に係る固定資産税の課税標準を最初の4年度分は2分の1の額とします。

## （5）令和4年福島県沖地震に係る代替償却資産の特例

令和4年福島県沖地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わる償却資産を令和9年3月31日までの間に取得し、又は改良した場合には、当該代替償却資産に係る固定資産税の課税標準を最初の4年度分は2分の1の額とします。

# 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。

## 1 課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

## 2 納税義務者

1月1日現在における、上記課税の対象となる資産の所有者です。

この場合の所有者とは、固定資産税の場合と同様です。

(注) 固定資産税が免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

## 3 税率と税額の計算方法

課税標準額 × 税率 (0.3%)

## 4 課税標準額

### (1) 土地

・住宅用地に対する課税標準の特例措置

ア. 小規模住宅用地 價格の3分の1

イ. 一般住宅用地 價格の3分の2

・被災住宅用地の特例、被災代替住宅用地の特例

固定資産税 (P. 37) と同様に上記住宅用地に対する課税標準の特例を適用します。

### (2) 家屋

課税標準額 = 固定資産税の課税標準額

## 5 負担水準及び課税標準額並びに負担調整措置

$$\text{負担水準（%）} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額} (\times \text{住宅用地特例率}(1/3 \text{又は } 2/3))} \times 100 \text{（%)}$$

区分		負担水準	令和6年度課税標準額
住宅用地	小規模 住宅用地 (200 m <sup>2</sup> 以下の部分)		<u>下記①・②のいずれか低い額</u> ① 令和7年度評価額 × 1/3 ② 令和6年度課税標準額 + (令和7年度評価額 × 1/3 × 5%) ※ただし、②の額が令和7年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額とします。
	一般 住宅用地 (200 m <sup>2</sup> を超える部分)		<u>下記①・②のいずれか低い額</u> ① 令和7年度評価額 × 2/3 ② 令和6年度課税標準額 + (令和7年度評価額 × 2/3 × 5%) ※ただし、②の額が令和7年度評価額の20%を下回る場合は20%相当額とします。
商業地等の宅地 (非住宅用地等)	70%超		令和7年度評価額 × 70% (引き下げ)
	60%以上 70%以下		令和6年度課税標準額と同額 (据え置き)
	60%未満		令和6年度課税標準額 + (令和7年度評価額 × 5%) ※ただし、この額が令和7年度評価額の60%を超える場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額とします。

区分	負担水準	令和7年度課税標準額
農地	100%以上	令和7年度評価額
	90%以上 100%未満	令和6年度課税標準額 × 1.025
	80%以上 90%未満	令和6年度課税標準額 × 1.05
	70%以上 80%未満	令和6年度課税標準額 × 1.075
	70%未満	令和6年度課税標準額 × 1.10

## 6 納税の方法

納期は固定資産税と同じです。納税通知書も固定資産税と一緒にになっていますので、併せて納めていただくことになります。

# 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽四輪車、軽二輪車、小型二輪車、小型特殊自動車等の所有者に課税される税金です。

## 1 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している方に課税されます。

（注）軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありません。したがって、4月2日以降に車両を廃車した場合、その年度の税金は納めていただくことになります。

## 2 税 率

車種		税率（年額）	車検	
原動機付 自転車	50cc以下 (600w以下)	2,000円		
	特定小型原動機付自転車(600w以下)	2,000円		
	50ccを超え90cc以下	2,000円		
	90ccを超え125cc以下	2,400円		
	新基準原付 (50ccを超え125cc以下、4.0kw以下)	2,000円		
	ミニカー	3,700円		
軽 自動 車	軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	3,600円		
	ポート・トレーラー等	3,600円	有	
	軽三輪	※	有	
	乗用	自家用	※	
		営業用	※	
	貨物	自家用	※	
		営業用	※	
雪上車		3,600円		
二輪の小型自動車(250ccを超える)		6,000円	有	
小型特殊 自動車	農耕作業用(トラクター等)	2,400円		
	その他(フォークリフト等)	5,900円		

※ 所有されている軽自動車の初度検査年月により、税率が異なります。詳細については次ページをご覧ください。

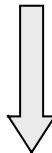
## 軽自動車（四輪車等）の税率

平成28年度より、初度検査から13年を超える車両の重課と、環境負荷が小さい車両に対するグリーン化特例（軽課）が導入されました。

【表1】

種 別			初度検査の年月		
			①平成27年3月31日以前（旧税率）	②平成27年4月1日以後（新税率）	③平成24年3月以前（重課）
軽 自 動 車	三 輪		3, 100円	3, 900円	4, 600円
	四 輪	乗用	自家用	7, 200円	10, 800円
			営業用	5, 500円	6, 900円
	貨物	自家用	4, 000円	5, 000円	6, 000円
			営業用	3, 000円	3, 800円

①②の税率は初度検査から13年を経過するまで変わりません。



グリーン化特例（軽課）

【表2】

種 別			令和7年度に限り軽課が適用		
			④電気自動車 天然ガス自動車	⑤ガソリン車 ハイブリッド車	⑥ガソリン車 ハイブリッド車
軽 自 動 車	三 輮		1, 000円	—	—
	四 輪	乗用	自家用	2, 700円	—
			営業用	1, 800円	3, 500円
	貨物	自家用	1, 300円	—	—
			営業用	1, 000円	—

- ④電気・天然ガス車は、平成30年排出ガス基準適合または平成21年天然ガス車基準に適合かつ窒素酸化物10%低減達成車が対象となります。
- ③ ⑥は平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成(☆☆☆☆)と下記の条件達成車が対象となります。
- ⑤令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準90%達成
- ⑤令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準70%達成

### 3 申 告

軽自動車等を取得したり、住所を変更したときなど申告事項に変更があった場合は15日以内に、  
軽自動車等を廃車・譲渡した場合は30日以内に下記の申告先へ申告してください。

車種	申告先	必要なもの	
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	取 得 〔販売店から 購入したとき〕	市役所 市民税課	・販売証明書 ・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認 ができるもの
	譲 渡 〔他人から譲り 受けたとき〕		○廃車がまだの場合 ・標識（ナンバープレート） ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認 ができるもの ○廃車済の場合 ・譲渡証明書及び廃車申告受付書 ・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認 ができるもの
	廃 車		・標識（ナンバープレート） ・標識交付証明書
軽二輪 (125cc を超え 250cc 以下)  二輪の 小型自動車 (250cc を超える)	東北運輸局 福島運輸支局 TEL050-5540-2015	左記にお問い合わせください。	
軽四輪	福島県軽自動車検査協会 福島事務所 TEL050-3816-1837		

### 4 納 稅

市役所から送付された納税通知書により、5月末日までに納めていただくことになります。

### 5 減免制度

次のような軽自動車等には納税が免除される制度があります。

(1) 公益のため直接専用すると認められる場合、又は、その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである場合

→ 納期限の7日前までに申請していただく必要があります。

(2) 身体障がい者等が所有する場合（身体障がい者が18歳未満の場合や精神障がい者又は知的障がい者の場合は、生計を一にする方の所有する軽自動車等も含む）

→ 納期限までに申請していただく必要があります。

## 市たばこ税

### 1 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）または卸売販売業者です。

ただし、小売価格に税金が含まれていますので、実際に負担しているのは、たばこを購入した方です。

### 2 税率と税額の計算方法

・税率

1,000本につき 6,552円

・税額の計算方法

売渡本数 × 税率 = 税額

たばこ 1 箱（1 箱 20 本入り 580 円の商品の場合）の税金は…



市たばこ税	131.04 円	福島市へ納付される税金
県たばこ税	21.4 円	$20 \text{ 本} \times 6,552 \text{ 円} \div 1,000 \text{ 本} = 131 \text{ 円} 04 \text{ 銭}$
国たばこ税	152.44 円	
消費税・地方消費税	52.72 円	
<hr/>		357.6 円

※国たばこ税にはたばこ特別税を含む

### 3 申告と納税

卸売販売業者等が、毎月の売渡分をまとめて、翌月末日までに申告し納めることになっています。

## 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

### 1 納税義務者

鉱物の掘採事業を行う鉱業者

### 2 税率と税額の計算方法

税率は 1% ただし掘採した鉱物の価格が 200 万円以下の月の場合は 0.7%

鉱物の価格 × 税率 = 税額

### 3 申告と納税

鉱業者が毎月掘採した鉱物の数量、価格などを翌月 15 日から末日までに申告し納めることになっています。

# 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対してかかる税金で、市の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

## 1 納税義務者

鉱泉浴場（温泉等）の入湯客

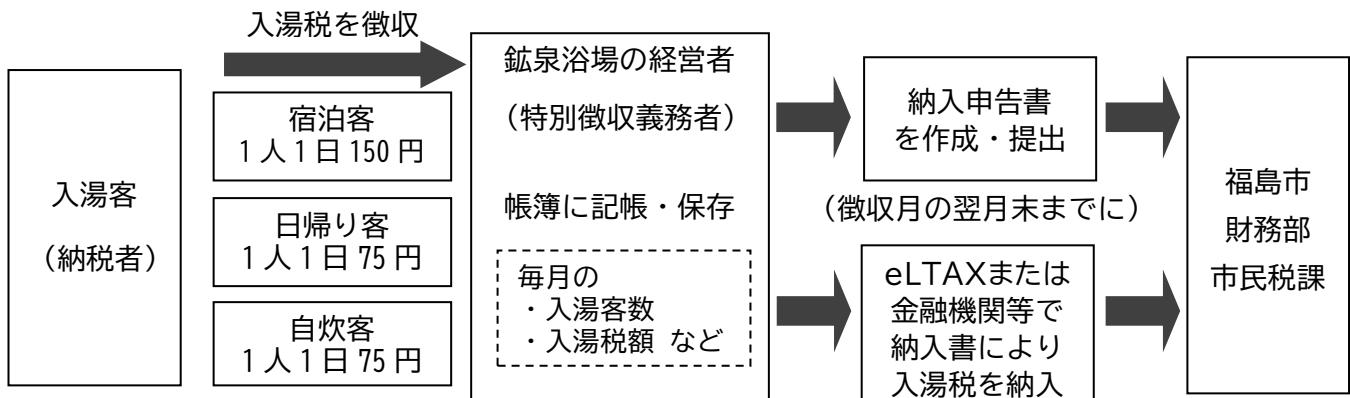
## 2 税 率（税額）

1人1日につき150円、日帰り・自炊1人1日75円

ただし満12歳未満の方、一般公衆浴場の入湯客などは課税が免除されます。

## 3 申告と納税

温泉旅館、ホテル等鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者に指定し、入湯客から入湯税を徴収して、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めることになっています。



# 国民健康保険税

## 1 国民健康保険制度

国民健康保険制度は相扶共済の精神にのっとり、市町村民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度です。

## 2 保険者と被保険者

国民健康保険の運営は、都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに国保の保険者となって行っています。そして、国民健康保険に加入している方を被保険者といい、職場の健康保険や各種共済組合などに加入している方、その扶養の方、後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべての方が国民健康保険に加入しなければなりません。

また、原則として40歳から64歳までの方は介護保険の第2号被保険者となり、医療分と支援分に加えて介護分も国民健康保険税として負担することになります。

## 3 国民健康保険税

国民健康保険に加入している方が病気やけがをしたときの医療費など保険給付に必要な費用は、都道府県から各市町村に全額が支払われます。

一方、各市町村は、都道府県に支払う国民健康保険事業費納付金を賄うために、必要な保険税率を決定し、国民健康保険税を課税します。なお、国民健康保険事業費納付金の中には、後期高齢者医療保険・介護保険の事業運営にとって必要な財源も含まれています。

## 4 国民健康保険税を納めていただく方

国民健康保険税は、世帯の分をまとめて世帯主に納めていただきます。（世帯主が納税義務を負います。）

世帯主が職場の健康保険などに加入しているときでも、同一世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合（擬制世帯といいます。）は、世帯主に納めていただくことになります。

## 5 国民健康保険税額の決め方

国民健康保険税額は、国民健康保険事業費納付金のうち、国民健康保険税で賄わなければならない分を下表の左欄の項目及び医療分、支援分、介護分にふりわけて、それぞれについて世帯の負担額を計算し、その合算額を1年間（4月から翌年3月まで）の税額としています。

区分 項目	医療分	支援分	介護分 (介護保険第2号被保険者がいる場合)
所得割額	世帯の前年中の基礎控除後所得の6.5%の額	世帯の前年中の基礎控除後所得の2.5%の額	介護保険第2号被保険者全員の前年中の基礎控除後所得の2.4%の額
均等割額	被保険者1人につき 21,700円	被保険者1人につき 9,500円	被保険者1人につき 10,000円
平等割額	1世帯につき 18,300円	1世帯につき 7,200円	1世帯につき 6,200円

(注)・税額は合算額で109万円が賦課限度額です。(それぞれの限度額は、医療分66万円、支援分26万円、介護分17万円です。)擬制世帯主の所得は、課税の対象になりません。

- ・75歳以上の方が後期高齢者医療保険に移行することによって、同じ世帯で国民健康保険を継続する方、または職場の健康保険等の扶養を抜けて国保に加入する方の保険税の負担が急に増えることのないように、次の例のどちらかに該当される方は保険税が軽減されます。  
例1 75歳以上の方が後期高齢者医療保険に移行し、75歳未満の方が一人で国民健康保険を継続する場合  
例2 75歳以上の方が職場の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳まで)が国民健康保険に加入する場合

## 6 月割課税について

年度の途中で国民健康保険に加入したときは、加入した月から(職場の健康保険等の資格喪失日が国民健康保険の加入日となります。)、途中で国民健康保険の資格を喪失したときは、喪失した月の前月までの国民健康保険税が月割課税されます。※届出日ではありません。

健康保険の資格異動があった場合は14日以内に届出を済ませましょう。

## 7 国民健康保険税の年金からの特別徴収(年金天引き)について

○国民健康保険税は、次の①～③のすべてに該当する世帯において、世帯主の年金から、年金支給月毎に納めていただくことになります。(※口座振替の選択が可能)

①世帯主が国民健康保険に加入していて、さらに加入者全員が65歳から74歳までの世帯。

②特別徴収の対象となる世帯主の対象年金額が18万円以上であること。

(複数年金を受給している場合、老齢年金、退職年金、遺族年金、及び障害年金などから優先される年金の年額です。)

③世帯主の介護保険料が特別徴収の対象であり、介護保険料と国民健康保険税の合計額が対象年金額の1/2を超えないこと。(1/2を超える場合は、介護保険料のみ差し引かれる場合があります。)

特別徴収に該当する世帯であっても、世帯主の申出により国民健康保険税は口座振替による納付方法を選択することが可能です。

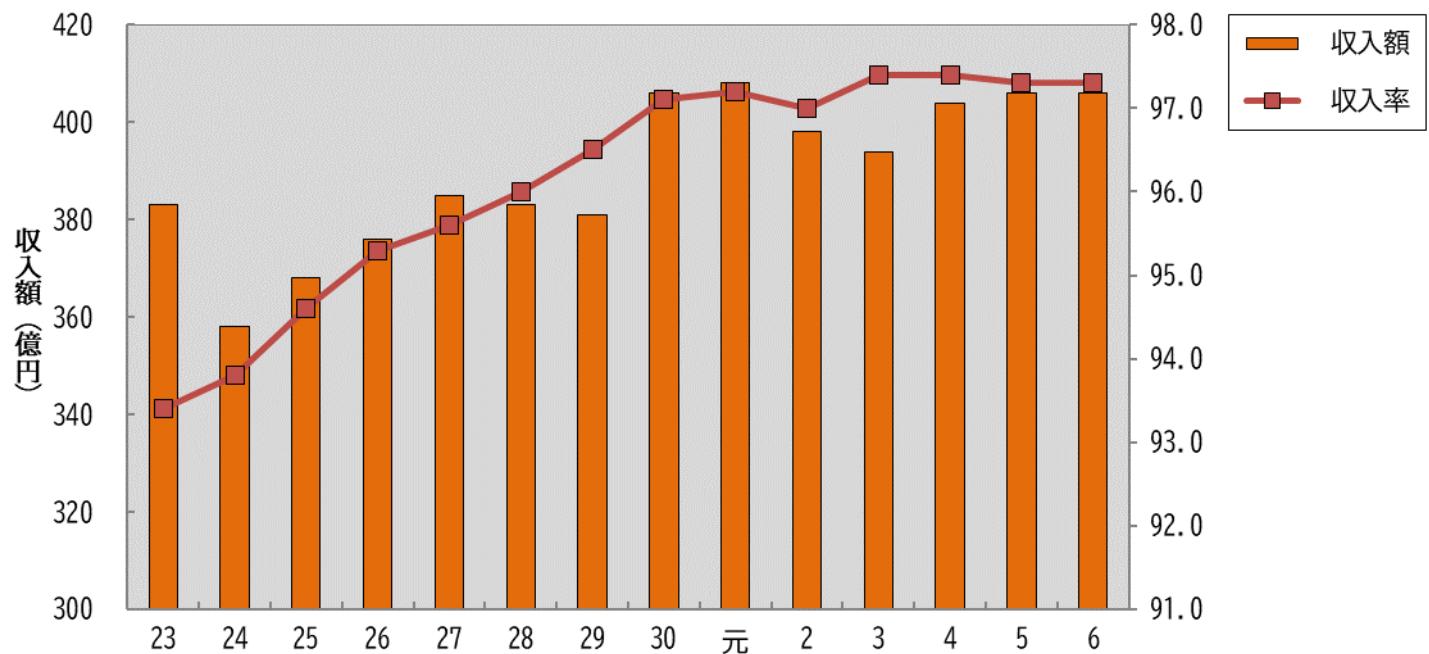
○特別徴収(年金天引き)の世帯で、口座振替による納付を希望する場合は、「納付方法変更申出書」の提出が必要になりますので、国保年金課またはお近くの支所等で必要書類を添えて手続きをしてください。特別徴収が停止されるまで2か月程度かかるため、申出後も特別徴収される場合があります。なお、今まで納付書でお支払いいただいた方は、事前に金融機関等の窓口で口座振替申込の手続きが別途必要となります。

## 市税は自主的に納付をしましょう！

令和6年度の市税収入は、前年度と同程度となりました。

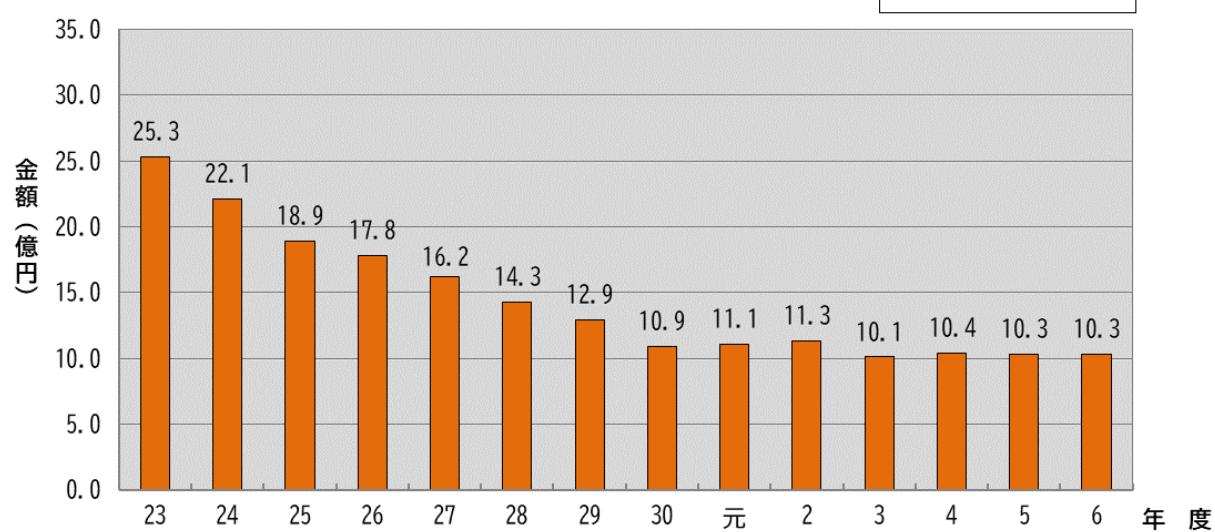
個人市民税の定額減税がある中で、製造業の回復と地価の上昇に伴い法人市民税及び固定資産税が増収となりました。また、納税相談の実施や適正な滞納処分により、収入率が前年度とほぼ同様の結果となりました。

### 市税の収入額と収入率



年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
収入額	383	358	368	376	385	383	381	406	408	398	394	404	406	406
収入率	93.4	93.8	94.6	95.3	95.6	96.0	96.5	97.1	97.2	97.0	97.4	97.4	97.3	97.3

### 市税滞納額累計



市税は、わたしたちの暮らしを支える大切な財源です。

滞納は、市の財政を圧迫し、様々な市民サービスを制限せざるを得ない事態にもなりかねません。

市では、納期内に納めた方との公平を保つため、滞納されている方に対しては、調査のうえ滞納処分を行っています。

## 市税は期限内に納めましょう！

市税は、納期内に自主的に納めていただくものです。

自主納税・納期内納税にご協力ください。

### 1 市税を納める時期

納 期 一 覧 表

(令和7年度)

納期	個人市民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保 険 税 (普通徴収)
4月		1期 (4月30日)		
5月			全期 (6月2日)	
6月	1期 (6月30日)			
7月		2期 (7月31日)		1期 (7月31日)
8月	2期 (9月1日)			2期 (9月1日)
9月				3期 (9月30日)
10月	3期 (10月31日)			4期 (10月31日)
11月				5期 (12月1日)
12月		3期 (12月25日)		6期 (12月25日)
1月	4期 (2月2日)			7期 (2月2日)
2月		4期 (3月2日)		8期 (3月2日)
3月				

税 目	納 期
個人市民税 (給与からの特別徴収)	毎月 ※徴収月の翌月10日 まで
個人市民税 (年金からの特別徴収)	年金支給月(隔月) ※徴収月の翌月 10日まで
国民健康保険税 (年金からの特別徴収)	
市たばこ税 鉱 山 税 入 湯 税	毎月 ※翌月末日まで
法人市民税 ・確定申告 ・中間申告	事業年度終了後 2ヶ月以内 事業年度開始後6ヶ月 を経過した日から2ヶ月 以内

※ ( ) の日が納期限です。

## 2 市税を納めるところ

市税を納めるには、金融機関やコンビニエンスストア、納税課等の窓口で納税通知書（納付書）によって納める方法、口座振替によって納める方法およびスマートフォンアプリによって納める方法があります。

また、令和5年度から固定資産税・都市計画税および軽自動車税（種別割）、令和6年度からの市・県民税・森林環境税、国民健康保険税について、地方税統一QRコードを利用することにより、クレジットカードやインターネットバンキングでの納付が可能になりました。各収納方法について詳しくは下記をご覧ください。

### ■クレジットカード・インターネットバンキング

各種クレジットカードやインターネットバンキングから納付することができます。

クレジットカードの場合、別途システム利用料がかかります。

対応カードブランドや詳しい納付方法については「地方税お支払いサイト」をご覧ください。（領収書は発行されません。）

○地方税お支払いサイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

### ■スマホ決済アプリ

納付書表面のQRコードを読み取ることにより、各種スマホ決済アプリで納付することができます。

対応アプリや詳しい納付方法については「地方税お支払いサイト」をご覧ください。（領収書は発行されません。）

○地方税お支払いサイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

### ■取扱金融機関

市内すべての金融機関、全国の共通納税対応金融機関および全国のゆうちょ銀行・郵便局の窓口で納めることができます。

対応金融機関について、詳しくは「エルタックス」ホームページをご覧ください。

○エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

※納付書に地方税統一QRコード（eL-QRコード）の印字のない納付書については、下記の店舗のみでの取扱いとなります。

#### ・全国の店舗で取り扱い

東邦銀行	福島信用金庫	秋田銀行
莊内銀行	七十七銀行	きらやか銀行
北日本銀行	福島銀行	大東銀行
福島県商工信用組合	東北労働金庫	ふくしま未来農業協同組合

#### ・東北6県のみの取り扱い

ゆうちょ銀行	郵便局
--------	-----

## ■全国のコンビニエンスストア等

納付書にバーコードの印字がある場合は、全国のコンビニエンスストアや MMK 設置店でも納めることができます。

### ・対応店舗

MMK 設置店	くらしハウス	スリーエイト
生活彩家	セイコーマート	セブン-イレブン
タイエー	デイリーヤマザキ	ニューヤマザキデイリーストア
ハセガワストア	ハマナスクラブ	ファミリーマート
ポプラ	ミニストップ	ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストア	ローソン	ローソンストア 100

## ■市税が納められる市役所の窓口

納税課、飯坂支所、松川支所、信夫支所、吾妻支所、土湯温泉町支所、立子山支所、大波出張所

### 3 口座振替納付制度

納期が到来すると、ご指定の預（貯）金口座から、自動的に納税できる便利な制度です。

口座振替にしますと、金融機関や市役所にその都度お出かけいただかなくても納期ごとに、ご指定の口座から自動的に市税を納付できます。うっかり納め忘れることがなく、共働きやお忙しい方などには特に便利です。

なお、一度申込みをされると、翌年度以降も継続されますが、下記理由により解約扱いとなることもあります。

#### [解約扱いする理由]

- ・口座名義人が亡くなられた場合
- ・振替不能がしばらく継続した場合
- ・一定期間（おおむね3年間）振替がなかった場合
- ・納税義務者が変更となった場合

#### （1）口座振替できる税金の種類

- ・市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税（普通徴収）

※ 税金以外にも市営住宅使用料、下水道事業受益者負担金、下水道使用料（井戸水）、農業集落排水施設使用料、介護保険料（普通徴収）、保育所保育料、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、市立認定こども園利用者負担金、公立保育所副食費実費徴収金、市立認定こども園副食費実費徴収金も口座振替による納付が可能です。

なお、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収対応の方は、口座振替のお申し込みと併せて、別途納付方法変更のお手続きをいただければ口座振替にすることができます。

※ 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）については、定期外課税の「随時課税」「過年度課税」分についても振替対象となります。

#### （2）口座振替を利用できる方

市内に店舗を有する金融機関の全国の本・支店、ゆうちょ銀行（全国）に預（貯）金口座をお持ちの方ならどなたでも利用できます。

※ 市立認定こども園利用者負担金、公立保育所副食費実費徴収金、市立認定こども園副食費実費徴収金については、ゆうちょ銀行の口座振替は利用できません。

### (3) 口座振替の申込方法

預(貯)金口座をお持ちの金融機関、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口でお申込みください。  
手続きには、預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、納税通知書等（通知書番号がわかるもの）が必要です。

#### ① 新規申込

口座振替を希望する金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に「口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」をご提出ください。

#### ② 口座振替金融機関等の変更

新たに口座振替（自動払込）を希望する金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に上記「依頼書」をご提出ください。

#### ③ 口座振替の解約

口座振替を行っている金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に解約届をご提出ください。  
(後日、納付書を送付します。)

- ※ 福島市外にお住まいの方については、金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に依頼書がありませんので、納税課へご連絡ください。依頼書の用紙を送付します。
- ※ 固定資産税など共有名義で納税通知書番号が複数ある場合には、通知書番号ごとにお申し込みが必要となります。

### (4) 口座振替の開始時期

振替開始月はおおむね次のとおりですが、金融機関から福島市への書類の到着時期や科目によっては開始月が異なることもあります。

#### ① ゆうちょ銀行以外の金融機関

申込月の翌月末から振替開始

#### ② ゆうちょ銀行又は郵便局

申込月の翌々月末から振替開始

# もしも滞納してしまったら…

市税を納期限までに納めていただけないと滞納となります。滞納すると、督促状などの送付により、早く納付していただくよう催促します。

それでも納付していただけない場合は、その方の財産（給料・預貯金・不動産・動産等）を差し押さえ、差し押された財産を公売・取立てし、市税に充当するという滞納処分を行うことになります。

また、納期限を過ぎると、納期内に納付した方との公平を保つために市税（本税）のほかに延滞金を負担していただくことになります。滞納に伴う財産調査や滞納処分により信用上の不利益等を被る可能性もありますので、一人ひとりが納期内の納付を心がけてください。

なお、納めることができない事情のある方は、納税課にご相談ください。

## ◇ 督促状・催告書

納期限を過ぎても納付されない場合は、督促状を送付しています。

督促状が送付されても納付がない場合は、法律の定めにより財産を差し押さえなければなりません。

なお、差し押さえを行う前に、催告書などによって納付の催促をする場合もあります。

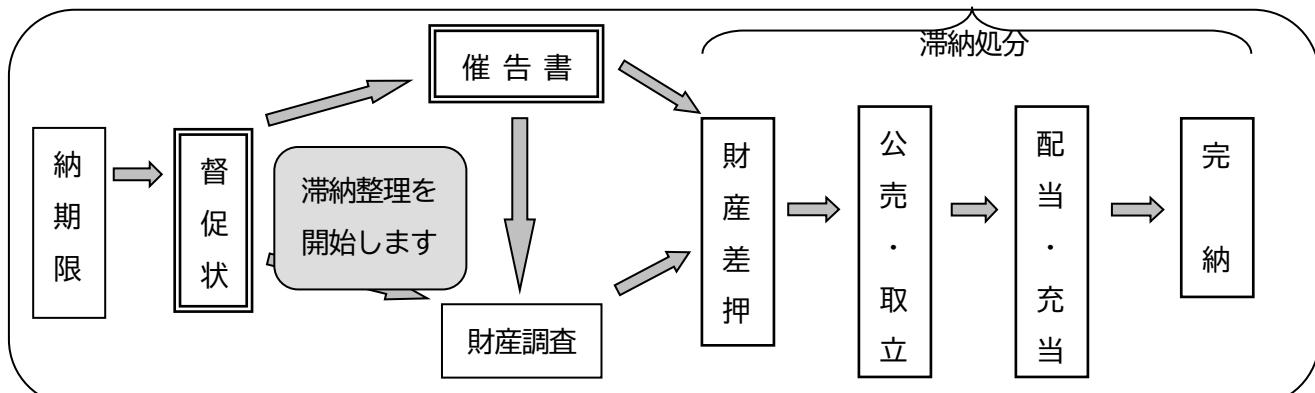
## ◇ 延滞金

滞納すると、本来納めるべき税金に下記の割合を乗じて計算した延滞金の納付義務が発生します。

	納期限の翌日から1ヶ月を過ぎるまでの期間	納期限の翌日から1ヶ月を過ぎた日から納付日までの期間
① H25.12.31以前	年4.3%	年14.6%
② H26.1.1以降	年2.9%〔平成26年12月31日まで〕 (特例基準割合+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年9.2%〔平成26年12月31日まで〕 (特例基準割合+1%か、14.6%のいずれか低い割合)
③ H27.1.1以降	年2.8%〔平成28年12月31日まで〕 (特例基準割合+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年9.1%〔平成28年12月31日まで〕 (特例基準割合+1%か、14.6%のいずれか低い割合)
④ H29.1.1以降	年2.7%〔平成29年12月31日まで〕	年9.0%〔平成29年12月31日まで〕 (特例基準割合+1%か、14.6%のいずれか低い割合)
⑤ H30.1.1以降	年2.6%〔令和2年12月31日まで〕 (特例基準割合+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年8.9%〔令和2年12月31日まで〕 (特例基準割合+1%か、14.6%のいずれか低い割合)
⑥ R3.1.1以降	年2.5%〔令和3年12月31日まで〕 (延滞金特例基準割合(※)+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年8.8%〔令和3年12月31日まで〕 (延滞金特例基準割合(※)+1%か、7.3%か、14.6%のいずれか低い割合)
⑦ R4.1.1以降	年2.4%〔令和7年12月31日まで〕 (延滞金特例基準割合(※)+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年8.7%〔令和7年12月31日まで〕 (延滞金特例基準割合(※)+1%か、7.3%か、14.6%のいずれか低い割合)

(※) 延滞金特例基準割合は、各年の前々年9月から前年の8月までの各月における銀行の短期貸付けの平均利率の合計を

12で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合をいう。



# こんなときは！

地震・火災・風水害などの災害にあわれたり、生活保護法による扶助を受けるなどの特別な事情がある場合には、その事情に応じていろいろな制度があります。

## 1 市税の減免

事情に応じて市税を減額したり、免除したりする市税の減免制度があります。減免を受けるためには申請が必要です。主な減免理由は次のとおりです。

### ◇ 市民税

- ・災害を受けた場合
- ・葬祭扶助を除く生活保護を受けている場合
- ・失業等により所得が皆無で生活が困窮となった場合等

### ◇ 固定資産税

- ・天災、その他災害により土地や家屋等が滅失し、又は著しく価値を減じた場合
- ・生活扶助を受けている場合

### ◇ 軽自動車税（種別割）

- ・身体障がい者等が所有する場合（身体障がい者が18歳未満の場合や精神障がい者又は知的障がい者の場合は、生計を一にする方の所有する軽自動車等も含む）
- ・公益のため直接専用すると認められる場合
- ・その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである場合

## 2 納税の猶予

税金は、納期限までに納めていかなければなりませんが、災害や病気等の理由により、一度に納めることが困難であると認められる場合には、納税者等の申請にもとづいて、1年以内（最大2年以内）の期間に限り、納税を猶予する制度があります。

詳しくは、納税課へご相談ください。

### ◇ 徴収の猶予の要件

- ・財産について、災害を受けたとき、又は盗難にあったとき
- ・本人や家族が、病気にかかったとき、又は負傷したとき
- ・事業について、廃止、休止、又は著しい損失を受けたとき

### ◇ 換価の猶予の要件

- ・財産の換価により、事業の継続、又は生活の維持を困難にする恐れがあるとき

## 3 納税義務者が亡くなられたら

亡くなられた方の市民税や固定資産税については、次のような取り扱いになります。

### ◇ 市民税

賦課期日であるその年の1月1日現在で課税されますので、市民税については、その年の1月1日現在福島市にお住まいの方に対して前年中（1月～12月）の所得にもとづき課税されます。したがって、年度の途中で亡くなられた方に対してもその年度の市民税は課税され、相続された方が納税義務を引き継ぐことになります。

## ◇ 固定資産税

その年の途中に納税義務者が亡くなられた場合、その年度の固定資産税・都市計画税については相続権をお持ちの方が納税義務を引き継ぐことになりますので、相続権をお持ちの方に納税していただくことになります。

また、土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、法務局に相続登記の手続きをしていただくことになります。翌年1月1日までに相続登記が完了した場合は、翌年度の納税義務者は相続された方になりますが、相続登記が完了せず、翌年1月1日現在において依然として亡くなられた方が所有者として登記されている場合は、翌年度の納税義務者は賦課期日においてその資産を現に所有している方（相続権をお持ちの方等）になりますので、「相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書」に添付書類を添えて資産税課に提出してください。

なお、法務局に登記されていない家屋（未登記家屋）を相続された方は、当該家屋における所有者名義変更手続きについて別途、「未登記家屋所有者変更届出書」を資産税課に提出してください。

## 4 審査請求と訴訟

市税について疑問があるときは、各担当課においてご説明いたします。

なお、法律に反した課税や不当な処分であると思われる場合のための制度として、審査請求及び訴訟という手続きがあります。

## ◇ 審査請求

市税の賦課決定、滞納処分等に関して不服がある場合は、市長に対し書面をもって審査請求をすることができます。

### ・ 審査請求期間

区 分	請 求 期 間
市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
差 押 え	差押書等の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

## ◇ 訴訟

審査請求に対する市長の決定になお不服がある場合には、審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として裁判所に対し取り消しの訴訟を提起することができます。

# 市税に関する証明

市税の納税証明・所得証明や固定資産税課税台帳の証明等が必要な方は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証等）をご持参のうえ、市役所市民税課、市民課総合窓口又は各支所及び茂庭出張所、西口行政サービスセンターの窓口へ申請してください。

## 1 証明の申請手続き

税に関する証明は、誰でも取ることができるものと、申請できる方が限られるものがあります。

(1) 誰でも取ることができ、本人確認がいらないもの

法人の所在証明

(2) 申請者が限られ、本人確認が必要なもの

①証明の種類

(1)にあげたもの以外

②申請時必要なもの

申請人 (窓口に来る方)	お持ちいただくもの	
本人 (証明が必要な方)	窓口にこられる方のマイナンバーカード・運転免許証などの本人確認ができるもの	
証明が必要な方と同じ世帯の親族		
委任を受けた方 又は代理人		委任状（原則委任者本人の自署、押印があるもの） 代理権授与通知書
法人の証明が必要な方		法務局届出の代表者印 又は当該印の押印がある委任状
借地借家人等		契約書等、処分をする権利を証する書類等

## 2 証明の主な種類と窓口

※証明の種類により取扱できない窓口がありますのでご注意ください。

証明の種類	証明の内容	主な使用目的	取扱窓口
納税証明	市県民税・固定資産税課税額等 課税額及び納付（入）済額等	金融関係・市営住宅申込・ 県営住宅入居・入札指名参加・ 保証人	市民税課 市民課総合窓口
所得証明	所得金額等	金融関係・扶養認定・公的年金請求	
所得・課税証明	所得金額・市県民税額・所得控除額等	児童手当・県営住宅入居・福祉関係・こども医療費助成・就学支援金申請・市営住宅申込（課税証明額￥0の場合）	茂庭出張所 西口行政サービスセンター (法人の納税証明を除く)

### 3 証明手数料

証明の種類	証明の内容	主な使用目的	取扱窓口
軽自動車税（種別割） 納税証明 (継続検査用)	軽自動車税について滞納がないこと等	継続検査(車検)用	
所有証明	所在地・地目・種類・構造・建築年・屋根・階層・面積	建築確認・登記	市民税課 市民課総合窓口
評価証明	所在地・地目・種類・構造・屋根・階層・面積・評価額	登記・金融関係	全支所 茂庭出張所
名寄帳	所在地・家屋番号・棟番号・地目・構造・屋根・階層・種類・建築年次・面積・評価額・課税標準額・税額	確定申告・相続時物件確認 ・市営住宅申込（課税証明額￥0の場合）	
完納証明	市税に未納がないこと	排水設備設置資金あっせん申請 合併浄化槽補助金申請	
公租公課証明	所在地・地目・種類・構造・屋根・階層・面積・課税標準額・税相当額	確定申告・競売申立	市民税課
資産無し証明	固定資産課税台帳に登録のないこと	開発許可・破産申立 市営住宅申込（課税証明額￥0の場合）	
法人所在証明	法人の所在地・名称	車両登録申請	

- (1) 年度毎、納税義務者毎に1通300円（一部の証明を除く）
- (2) 資産関係（名寄帳を除く）は3筆（棟）まで300円、1筆（棟）増すごとに100円追加
- (3) 軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）については無料。
- (4) 公的年金請求用所得証明については無料。

詳しくは、市民税課証明窓口へお問い合わせください。

## 市税についてのお問い合わせ先一覧

福島市役所

福島市五老内町3番1号

TEL 535-1111 (代)

お問い合わせの内容	担当課	内 線	直 通
個人市県民税（普通徴収）について	市民税課	2430~2437	525-3792 525-3712
個人市県民税（特別徴収）について		2426~2428	525-3791
法人市民税について		2429	525-3791
軽自動車税について		2425	
市たばこ税、入湯税について		2423	525-3713
税に関する証明について		2424	
固定資産税（土地）について	資産税課	2454~2457	525-3715
固定資産税（家屋）について		2458~2463	525-3716 525-3752
固定資産税（償却資産）について		2452、2453	525-3730
特別土地保有税について		2454~2457	525-3715
督促状、口座振替、その他、納付方法について	納税課	2472~2476	525-3717
催告、納税相談について		2478~2492	573-4071 573-4072 573-4073 573-4074
国民健康保険税について	国保年金課	3313~3316	525-3735

令和7年度

## 市税のしおり

発 行 福島市財務部市民税課

福島市五老内町3番1号

(TEL (代) 024-535-1111)